

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言

2017年7月11日 ブリュッセル

ワーキング・パーティ 1
貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長

欧州ビジネス協会（EBC）
会長
ダニー・リスバーク

共同副議長

BUSINESSEUROPE
事務局長
マーカス・ベイレール

共同議長

日産自動車株式会社
専務執行役員／チーフサステナビ
リティオフィサー
川口均

共同副議長

地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略語一覧

略語	意味
AEOs	認定事業者
APA	事前確認制度
ATP	技術的進歩への適応化
BEPS	税源浸食と利益移転
BPR	バイオサイド規制
CAA	消費者庁
CBCR	国別報告
CCCTB	共通連結法人税課税標準
CE	欧州基準適合
CLP	分類表示包装
CMR	発がん性、変異毒性または生殖毒性
CoRAP	共同体ローリング行動計画
DDA	ドーハ開発アジェンダ
ECHA	欧州化学物質庁
EIOPA	欧州保険年金監督機構
EN	欧州規格
EP	欧州議会
EPA	経済連携協定
EU	欧州連合
FDI	海外直接投資
FSA	金融庁
FTA	自由貿易協定
FTT	金融取引税
G8	主要 8 か国
G20	主要 20 か国・地域
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GDP	国民総生産
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
GoJ	日本政府
GPA	政府調達に関する協定
GPS	世界製品戦略
HSE	健康・安全・環境
ICTs	企業内転勤者
IEC	国際電気標準会議
IPM	インターフェース・パブリック・メンバーズ
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JELMA	一般社団法人日本照明工業会
JET	財団法人電気安全環境研究所

JETRO	日本貿易振興会
JIS	日本工業規格
JR	ジェイアール
KPIs	重要業績評価指標
LED	発光ダイオード
LoA	利用状
MAFF	農林水産省
METI	経済産業省
NTM	非関税措置
NOL	純営業損失
OECD	経済協力開発機構
OR	唯一の代理人
PPPR	植物保護製品規制
PSE	電気用品安全法
R&D	研究開発
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
SDS	安全データシート
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
UNECE	国際連合欧州経済委員会
VAT	付加価値税
WCO	世界税関機構
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関
WP	ワーキング・パーティ

はじめに

日本はEUにとって第7位の貿易相手国であり、EUは日本にとって第3位の貿易相手地域である。既に非常に重要なこの貿易関係は上向きの可能性を大いに秘めており、日EU経済連携協定の恩恵は互いの国内・域内市場で現在事業を展開している多くの日欧企業のみならず、協定により創られる新たな機会に関心を持つすべての企業に及ぶ。ワーキング・パーティ1メンバーは、協定が本報告およびこれまでの報告に反映されている日欧企業が抱える具体的な懸念に応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、BRTは、必要な進展を実現するよう日・EU両政府に要請する。ワーキング・パーティ1メンバーの日欧市場における実務的経験から、公正で競争的な事業環境を確保するために必要な多数の改革が特定されている。本報告では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、規制の相互承認、基準、市場での販売許可に対する可能な限りの国際標準の採用
- 関税および非関税措置、ならびに不必要な役所手続きの撤廃
- 国内外のすべての企業の公正な競争および平等な待遇の保証
- サービス分野と調達市場における、より公正でオープンな競争の確保
- 海外直接投資条件の改善
- 中小企業の成長と研究開発投資を対象としたインセンティブのさらなる強化
- 新たな管理上の負担のないBEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施を含む、より簡素で負担が軽く合理的な税制の追究

ワーキング・パーティ1メンバーは、日・EU経済連携協定は、日・EU間の貿易と投資を阻害するこれらの障壁を取り除き、両経済の発展を大きく促進するためには、バランスのとれた包括的かつ野心的なものでなければならないと改めて表明する。

以下の本文中における優先課題の表記については、星印1つ(*)は「重要な」提言を示す。(例：WP 1/ # 01* / EJ to EJ)

日本・EU 両産業界からの提言

WP-1 / # 01* / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化

10年前、BRTは「まだ十分に活用されているとは言い難い、日・EU経済関係の潜在的可能性を十分に深めるために必要な諸条件を創ることに尽力する」とし、日・EU FTAの実現可能性を検討することを求めた。BRTは、2013年にEUと日本の関係を深めるため、「日・EU関係の新たな一章」として経済連携協定の交渉が正式に開始されたことを歓迎し、双方の高いレベルの野心にふさわしい成果を伴って、できるだけ早期に妥結することを求めた。BRTの当初の楽観主義は、交渉のペースを考えると揺るぎ始めた。これまでの4年間を通じて、BRTは、最終的成果が「包括的、野心的かつ互恵的」であるべきだと強調した。

EPAの大枠合意に達した今、BRTはEUと日本に対し、EPA合意後に目を向けること、ならびにこのイノベーションとデジタルの時代にふさわしい新たな高いレベルの協力の枠組みの構築に着手するよう求める。

第一に、産業界は、産業界がこの協定の実施中に生じる可能性のある潜在的問題を確認できるようにするために、合意後のあらゆる監視メカニズムの中での発言権を求める。さらに重要なのは、EPAの妥結後に生じる新たな問題およびEPAの範囲外の既存の問題にどのように対処するかという点になるだろう。このような問題すべて（非関税措置（NTM）、関税など）の監視メカニズムは、包括的なEPAの枠組みの中で、具体的成果への道を開く拘束力のある方法で対処しなければならず、公式「対話」を通じての対応だけであってはならない。

透明かつ効果的な協定の実施を確実なものとするために、BRTは両政府に対し、各条項が実施されたときに同条項を公表し、それらの経済に対する影響を評価して、同条項の実施によってEPAで提起された特定の問題がどのように対処され、EPAで話し合われていない問題を含め、他の関連する問題にどのように対処するかを示すよう求める。BRTは、各リストを定期的に更新するよう提言する。

第二に、BRTは、グローバルなバリューチェーンを改善し、イノベーションの成果を確保するためには、貿易阻害要因になり得る非関税措置を撤廃するための国際ルールの採択だけでなく、基準調和を含む前向きで創造性に富む規制面での協力も必要であるという見解を再度表明する。

これらの理由から、BRTは、日・EU両政府に対し、創造性に富む全面的な規制協力を開始し、その過程のなかで、EUと日本の産業界の実質的参加を確保するよう求める。BRTは、そのイニシアチブに貢献し、情報を提供する用意がある。

第三に、データの機密保護およびデータフローの分野で、BRTはEUと日本の間での

データの機密性およびデータの自由な流通の一貫性を確保するために、断固たる措置と対策の必要性を強調する。BRT は、データ・エコノミーに関する初のハイレベル会合および専門家会合を再度行うことを期待し、日・EU 両政府が対話に基づき近日中に枠組み構築に取りかかるよう願うものである。

最後に、BRT は、日・EU 両政府に対し、先週の大枠合意を足がかりとし、関係者が創り上げてきたモメンタムを維持することによって、近い将来 EPA を妥結させるための努力を継続するよう求める。

<背景>

EU と日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、日・EU 経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させるために一層の取り組みを進めることができる。両者は現在、日・EU 間の貿易・投資および協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日・EU 関係の構築に取り組んでいる。世界的な金融不安と経済の不確実性を共に乗り越えるべく、懸命な努力を進めているなか、長期的、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EU と日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。日・EU 関係は遅れをとってはならない

WP-1 / # 02* / EJ to EJ 野心的なブエノスアイレス WTO 閣僚会合に対する要求

米国の新政権が多国間貿易以上に二国間交渉を重視する手法を取るなど、保護主義圧力が高まる世界において、EU と日本は世界貿易の秩序を維持し、自由化を推進する公正なルールの礎としての WTO 協定の重要な価値観を他の WTO 加盟国と共有すべきである。グローバルなバリューチェーンのより一層の裨益を図るという WTO の交渉の根幹は強化されるべきであり、同時にこの点において、EU と日本は中心的な役割を果たすべきである。

WTO が多角的貿易ルール設定組織の中核的役割を維持すべきことは明白である。この文脈において、EU と日本が WTO 加盟国を先導し、例えば交渉プロセス効率化のためのプロセスの再評価、残りの DDA 項目実現の推進、DDA を超える問題に関する新たなルール作りでの合意等により、変貌を遂げる世界貿易環境に WTO がより良く適応させるべきである。

BRT は貿易費用を 10~15%削減し、1 兆ドルの貿易を増大し、国際貿易の推進役となりうる貿易円滑化協定 (TFA) の発効を歓迎する。その目的は、通関手続きを迅速化し、貿易を容易・迅速かつ安価に行えるようにし、明確性、効率性、透明性をもたらし、官僚主義や汚職を減らし、技術の進歩を活用することである。

加えて、BRT は、日・EU 両政府が他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠な他の項目についても、さらに探究することを提言する。これには、例えば、デジタル貿易、補助金、輸出規制の緩和、投資 (円滑化) および競争の項目が含まれる。これらの項目の探求によって、多角的貿易体制における利益を増強し、ルール作りにおける WTO の中心的な役割を強化するものである。

BRT は、これらの問題に関する進展を強く支持し、日・EU 両政府には、DDA 交渉の前進に向け、交渉を活発化させ、弾みをつけることができるように一層の努力を求めると共に、サービス貿易協定（TiSA）や環境物品協定（EGA）など、プल्ली協定のタイムリーかつ成功裡の締結推進を求める

さらに、BRT は、日・EU 両政府に対し、物品と部門との間で不公平な差別をしない限りにおいて、環境物品を含める WTO の対象物品およびサービスの世界自由貿易の実現に向けて最大限努力するよう要請する。

しかし、関税自由化は、最終製品のみ限定すべきでなく、実際に効果を与えてバリューチェーンのグローバル化を考慮に入れるべく、バリューチェーン全体の物品を含めるべきである。

最後に、BRT は、ナイロビでの第 10 回 WTO 閣僚会議で合意に至った情報技術協定（ITA）の拡大が合意されたことを歓迎し、2015 年 12 月の合意どおり、さらなる加盟国・地域及び対象製品の拡大に向けた議論を日 EU 両政府が主導することを期待する。

<直近の進捗状況>

2016 年 10 月 21-22 日にオスロで開催された非公式の WTO 閣僚会合は、WTO 加盟国にとって、2017 年 12 月 11-17 日までブエノスアイレスで開催される次回 WTO 閣僚会議で実現すべき潜在的な成果を含む将来の作業計画を議論する良い機会となった。多くの WTO 加盟国が次の見解を表明した。

- 政治的気運を維持し、MC10 の交渉結果を確実にすることが重要
- WTO および加盟国にとって、多角的貿易体制は引き続き重要であり、現下の課題により良く対応するために更新することを担保する一方、貿易とグローバル化に対する懸念を考慮に入れることが重要
- 農業、非農産品及びサービス向け市場アクセス等の論議を呼ぶ可能性のある問題について WTO が論議を控えることがあってはならない

BRT は MC11 の前に、非農産市場アクセス（NAMA）、農業、非関税障壁（NTBs）及び輸出補助金など他の議題項目に関する交渉の進展を期待する。しかし、DDA 交渉の今後のあり方については、継続または打ち切りの両論が併記される形になった。BRT は WTO の DDA 交渉のさらなる進展によって交渉が新たなステージに入り、先進国および途上国の双方に互恵的な成果を生むよう期待する。

<背景>

BRT は、貿易自由化、ルール策定、紛争解決を根幹の機能とする多角的貿易体制を強く支持する。しかし、多角的貿易の自由化に向け、2001 年に開始されたドーハ・ラウンドは、当初掲げられた高レベルの野心が維持されず、政治的意思の欠如により、市場アクセスの約束に関する OECD 諸国と新興加盟国との溝を埋められず、交渉は暗礁に乗り上げる結果となっている

特に重大かつ一層高まりゆく世界経済の不確実性を受けて、WTO は成果を出す力があると経済界に示さなければならない。WTO は、多角的貿易に関するルール策定や基準設定の機能を有する唯一の国際機関として、この分野の主導者たる役割を保ち、より多くのより強力な行動を起こすべきである。既存の法的枠組みはそのような行動の優れた基盤となる。しかし、変化する世界経済の情勢に合わせて、これを更新していく必要がある。

WTO 加盟国は、2013 年 12 月、バリの第 9 回 WTO 閣僚会議、および 2015 年 12 月、第 10 回 WTO 閣僚会議において、DDA 交渉の一部を進展させた。

WP-1 / # 03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

1. 総括的提言

BRT は、国際的に取引されている製品の試験・認証に対する国際的に調和された技術要件および手続きを共同で策定し、これを適用することを強く支持する。

BRT は、日・EU 両政府に対し、規制協力を強化し、両経済の対話を増やすことを提言する。その目的は、ビジネスを促進し、日・EU の経験を世界のその他の地域に広めるために、貿易と投資に対する障壁を取り除くことである。

この目的を達成するために、BRT は、日・EU 両政府が関連するフォーラムで、国際的な製品規格と認証手続きを共同で策定するよう奨励する。BRT は、日・EU 両政府に対し、可能な限り多くの分野でかかる規格を適用するよう提言する。

国際規格がまだ策定されていない場合、BRT は、日・EU 両政府に対し、可能かつ妥当な時期に、機能面で同等な要件に基づいて認証されている製品の輸入、販売または使用の相互認証を受け入れるよう求める。

共通の規制環境の利点を考慮し、BRT は、日・EU EPA には規制協力を推進し、日・EU 両政府が貿易・投資の障害となる不必要な措置を講じないことを保証するための枠組みを含めるよう提言する。

BRT は、日・EU の政策立案者に対し、双方の既存および今後の規制に対する理解を深めるよう提言する。日・EU 間で調和された規制の枠組みが未だ策定されていない場合、日・EU の両規制当局は、国内の技術規制・適合性評価手続きを定期的に見直し、一層の基準調和の範囲を定めて行くことが望ましい。使用した科学的・技術的裏付けを含め、これらの見直しの結果は、両規制当局間でやりとりし、かつ要請があれば企業にも提供するものとする。

BRT は、日・EU の規制機関に対し、自らの取り組みが貿易および投資に対する思わぬ障害とならないよう、新たな規制の策定が内外の企業にもたらす影響を調査するよう提言する。両国の規制機関は、規制面での相違ならびに新たな貿易障壁を作り出さ

ないように、法制化に関する年間作業計画をできるだけ早い段階で交換することが望ましい。さらに、双方の対話を効率的に進めるために、法案を起草する場合の早期警戒システムに合意することが望ましい。

日・EU の政策立案者は互いの経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用することによって、よりよい規制を推進するための共同戦略を立てるべきである。このプロセス全体を通じて、両政府は企業との緊密な対話を行うことが望ましい。

BRT は、日・EU サミットのリーダーに対し、EPA が生きた協定であり、経済界の分野特有の問題に取り組む規制協力を可能にする、盤石かつ包括的な枠組みとなることを保証するよう求める。昨年の提言の中で、BRT は、2015 年 3 月 17 日、経済産業省と欧州委員会成長総局（DG GROW）との間で行われた日・EU 産業政策対話で、規制協力に関する共同文書が採択されたことを歓迎した。長年にわたり規制協力を提唱し、これが将来に向けた重要課題であると認識している BRT としては、この共同イニシアチブが、来るべき EPA を強化すると同時に、これを補完し、加えて、堅固で、前向きかつ持続的な規制協力の枠組みを整えることを希望している。BRT は、日・EU 両政府の規制協力への支援に前向きである。

最後に、この 10 年間の初めに調印した複数の MRA が、それらスキームの対象製品の EU および日本の規制両方に従った試験・承認を不要にするための真の相互承認取決めとなるために、BRT は、これら MRA を現代に適応させること、ならびに最新のものへと更新することを求める。

<背景>

BRT は、規制協力が両経済の経済繁栄の鍵となると確信している。EPA が妥結されれば、この協定の下で、新たな規制が両当事者にもたらされる市場アクセスの恩恵を無効にしたり、損なったりすることはなく、また両者の貿易に新たな障壁を作り出すことがないことを保証するだけでなく、互いの協力による恩恵をさらに増し、最終的にそうした規制協力を他の二国間および多国間関係まで拡大していくためにも、両経済の関係を拡大・強化することが重要になる。

2014 年 4 月 8 日および 9 日の BRT の会合で、日本側は、日・EU 両政府が BRT などの中心的存在と合同で、例えば今後 30 年にわたる関係に対する長期的展望から生じる将来的課題を検討すべきであると提案した。

部門別提言

2. 共通の化学品規制の策定

EU の REACH および RoHS、そして日本の「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律（化審法）」といった化学品規制政策は、グローバルなサプライチェーンに対して多大な影響を及ぼす。両政府は、有効な規制を実施するのみならず、共通の規制対象物質リストとリスク評価およびデータ共有に対する共通の手法を確立すべきである。このような共通の規制環境が整備されれば、コスト軽減によって産業界に恩恵が及ぶだけでなく、価格の低下と一貫した保護によりユーザと消費者の利益にもなる

さらに両政府は、内分泌かく乱物質やナノ物質などの新たな問題に対する共通政策を策定すべきである。また、両政府は、企業と協力して開発途上国におけるサプライチェーンマネジメントを支援すべきである。

3. 共通の資源効率政策の策定

日・EU 両政府は、日・EU 間での適切なインセンティブ、標準化された方法、基準および環境物品宣言様式を用いて、資源効率を含むエネルギー効率という概念を推進し、そのような政策が国際的に共有されるよう互いに協力することが望ましい。

両政府は、多国間レベルで協力し、省エネルギー規制、それに関連するラベリングの規則、環境・カーボンフットプリント制度の国際的調和を推進することが望ましい。

4. AEO のメリットの拡大

日・EU 両政府は、認定事業者（AEO）にさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。BRT は、2010 年 6 月に日・EU 間の AEO の相互承認協定の合意後、両政府が定期的に議論を行っているものの、事業者にとっての具体的な利益は明らかになっていないと認識している。2015 年の EU のプロGRESS レポートによれば、この相互承認取決めの範囲は「セキュリティと安全性」に限定されている。BRT は、この点で、企業が過剰な管理上の負担を課されることなく、輸入に対してさらに大きな責任を担った上で、一層の自由を得られるように、輸入手続きを簡素化することに重点を置くよう希望する。BRT は、輸入手続きの簡素化の実現が必要な場合、両政府は法的根拠の拡大を検討すべきであると提言する。

5. 模造品・海賊版・密輸品対策

BRT は、EU および日本が互いに、また第三国の政府と協力して模造品取引のウェブサイトを実際に閉鎖するよう努めるなど、内外における模造品・海賊版・密輸品の取締りに向けた取り組みを強化することを希望する。

BRT は、日本政府に対し、個人消費を目的とした個人による模造品の国内への持ち込みや輸入を可能にする抜け穴を塞ぎ、模造品を扱うすべての取引を違法とするよう要請する。

BRT は、知的財産権の税関取締りに関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会および理事会規則（EU）608/2013 に対する支持を改めて表明する。同規則は、手続きの簡素化など BRT の主要な提言がある程度反映されている。しかし、BRT は、EU 政府に対し、真正品輸入業者の財政負担を軽減する方法を探るよう要請する。

BRT は、2012 年 4 月 19 日に欧州議会および理事会によって採択された規制に従い、欧州模造品・海賊版監視部門（Observatory on Counterfeiting and Piracy）の役割が増大することを希望する。

BRT は、税関当局に対し、扱う製品に関するより多くの情報の提供、現場での検査官の訓練、WCO の IPM（インターフェース・パブリック・メンバーズ）のより効果的利用に関する訓練を検査官に実施するなど、真正品を扱うメーカーや輸入業者からより一層の協力を求めることで、検査の効率性の向上や検挙率の上昇を図るよう提案する。

6. UN 規則の採用

自動車分野において、日・EU 両政府は、日・EU 双方の自動車輸出にかかる規制遵守コストの削減を目的として、相互認証の恩恵を拡張することにより UN 規則の採択を加速させることが望ましい。また、日・EU 両政府は、クリーン・ディーゼル車、電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車などに用いられる環境負荷を考慮した新たな駆動系技術が市場にスムーズに導入されるよう国際的に調和された技術要件や試験手順の確立に努めるべきである。

<6の背景>

1998 年、日本はアジアで初めて、「国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958 年協定）」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国で UN 規則に沿って型式承認を受けた車両装置は、当該規則を採択している他の加盟国での検査を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の乗用車の型式承認に含まれる 47 分野のうち 41 分野で、UN 規則を採択している。

<1-6 の一般的背景>

これらの提言の実現は、EU と日本双方のビジネス環境の大幅な改善につながる。

WP-1 / # 04 / EJ to EJ 迅速な事業展開の支援

1. 社会保険料（保険料の二重払いをなくす）

BRT は、日本と EU 加盟 12 か国間で社会保障協定が締結されたことを歓迎する。日本と EU 加盟国 4 か国との間で、交渉または事前協議が行われている。BRT は、日本および EU 加盟国に対し、社会保障協定のネットワークの拡大に向けて一層努力するよう要請する。

BRT は、EU 加盟国と日本との間では、2012 年以降新たな事前協議が開始されてこなかったことに留意する。BRT は、日本および EU 加盟国の中で未だに日本との協議が開始されていない 13 か国が、社会保障協定のないまま残される可能性があることを懸念する。BRT は、日・EU 両政府が日・EU 両政府、残る加盟国を対象として含めるために社会保障に関する共通合意を達成する可能性を探るべきであると提言する。

さらに、日・EU 両政府は暫定措置として、受入国が片務的に年金基金の掛金を免除するか、または海外駐在者に対して帰国時に掛金の一部ではなく全額を払い戻すべきである。

<直近の進捗状況>

この 1 年間は、限定的な進展しか見られなかった。

<背景>

EU 加盟国と日本が個別に社会保障協定を締結すれば、これによって企業やその従業員の負担は軽減される。これまでのところ、日本とドイツ、英国、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ共和国、スペイン、アイルランド、ハンガリーとの間で社会保障協定が発効している。日本とイタリア、スロバキア共和国およびルクセンブルグとの協定は調印済みである。さらに、日本とスウェーデンとの間の交渉が進行中であり、日本とオーストリア、フィンランドとの協定は準備段階にある。

2. FTA/EPA の枠内での企業内転勤者の移動の自由化

EU と日本は、EPA の枠組みの範囲内で企業内転勤者の移動の広範囲な自由化を実現すべきである。こうした自由化は以下の制度を目指すべきである。

- 海外駐在者を送り出す親会社と受入国との間の枠組み協定で海外駐在者の最大人数を規定する。その合意された範囲内であれば、個別の就労許可証を取得することなく、親会社はその国に対して企業内転勤者を自由に移動させることができる。
- 親会社が、その子会社または支社が事業展開している複数の EU 加盟国とそのような協定を締結した場合、それぞれの協定に定められた合計人数が守られる限り、それらの国々における企業内駐在者の移動に新たな就労許可証は必要とされない。
- 両政府側とも、帯同家族が通常の労働時間に関して一切の制限なく労働市場にアクセスできるようにすることが望ましい。

<背景>

国際的事業をスムーズかつ効率的に経営するためには、企業が、役所の手続きを踏むことなく取締役をはじめとする重要な社員を派遣できることが必要不可欠である。このような異動は受入国の労働市場にマイナスの影響を及ぼさないどころか、

当該事業を展開することを通じて受入国での雇用拡大につながる。さらに、海外駐在者自身が受入国に対して高い所得税を支払う傾向にある。日本とEU加盟国間の企業内転勤者には就労許可証および居住許可証の取得が義務付けられているが、これは一般的に形式的なものである。しかし、企業ならびに従業員およびその家族に対する負担は大きく、迅速な事業展開にとって障害となっている。

EUは、企業内転勤の枠組み内の第三国の国籍者によるEU域内への入国・居住条件に関する2014年5月15日の欧州議会および理事会の指令2014/66/EUを採択した。2016年11月29日までにこの指令は加盟国に導入されるべきである。この指令は、EUに従業員を派遣する日本企業にとって極めて有用となる。例えば、この指令により、複数の加盟国に関わる業務が行いやすくなり、帯同家族は労働市場にアクセスできるようになる。しかし残念ながら、新たな指令は英国、アイルランド、デンマークではオプト・アウト（適用除外）により適用されない。EU加盟国の中でも人数が最も多い英国在住の日本人は、この指令によるメリットを得ることはない。したがって、日本とEU加盟国間のすべての企業内転勤者に適用されるよう、FTAの枠組みの範囲内でこうした自由化が実現することが必須である。

WP-1 / # 05 / EJ to EJ 中小企業への支援

BRTは日・EU両政府に対し、双方の管轄権内の中小企業（SME）の事業を相互に促進させ支援するための手段の策定を要請する。EPA交渉に、このようなクロスサポートが導入されるよう、以下の点を含む具体的配慮がなされることが望ましい。

1. 自国の中小企業に対するものと同様の全体的な支援および特権を、相手側の中小企業にも与える。
2. 言語、書類作成、現地採用、法務および規制関連、ならびに融資や銀行取引等に関する助言といった永続的な現地支援を確立する。
3. 税控除およびインセンティブ、総調査費減税、外国人専門家に対する所得税控除、博士課程の学生のための免税、研究開発減税、産官学協力に基づく共同委託研究の税額控除、ならびに投資家のための税制上およびその他の便宜とインセンティブを提供する。
4. 特に再生可能エネルギープロジェクトの現地の「提案要請」への参加に関し、中小企業を支援し援助する。これには、多くの場合、国外の中小企業では、対応が時間的に間に合わないことが多い提案書提出期間の整備と延長が含まれるであろう。
5. 国際的なバックグラウンドを持つ大学院生の、相手側国内の中小企業での就職を支援する。
6. 日本、欧州双方の中小企業に対する合同投資ファンドを創設する可能性についての調査研究を実施する。
7. 中小企業向けの産業政策に関するベストプラクティスや信頼できるソリューションを交換する
8. 日欧産業協力センターによって既に実施されている中小企業関連プログラムを拡大する。

<直近の進捗状況>

BRT は、中小企業に対するクロスサポートの協力強化に向けた両政府の意思を歓迎する。

<背景>

中小企業は、日欧双方にとって成長や雇用を生む最も有望な源泉である。二国間貿易における中小企業の成功は、これら中小企業が発展する大きな要因であり、新しい製品や技術が普及することで、日・EU 両産業界の再生にもつながる。しかし、BRT の他の提言で言及されている市場アクセスの問題やさまざまな障害に取り組み、対処することは、中小企業にとってはより困難なことである。日本政府、欧州委員会、そしてEU加盟国のほとんどにおいては、自国の中小企業を対象とした国際化プログラムを設けている一方、外国企業のための既存の支援プログラムの大部分は、既に確立された産業への大規模海外直接投資を対象としており、中小企業にとっては不十分である。既存の政府支援プログラムを利用して、欧州の中小企業が日本で、あるいは日本の中小企業がEU でいったん基盤を確立すれば、その企業は、受入地域から継続的に支援を受けられることが望ましい。そのような支援は、一方的な措置としては期待できず、正式な二国間協定で合意されて初めて可能になる。BRT は、欧州委員会および日本政府が、日欧産業協力センターが実施するプログラムを通して、日欧双方の SME にとって重要な役目を果たしていることを認識している。

WP-1 / # 06* / EJ to EJ BEPS 行動計画およびその他税制問題に対する提言

BRT は、国際的に公正な税制の枠組みと公平な競争環境の創出を支持する。同時に、BRT は、日・EU 両政府が BEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施が企業に対するさらなる管理上の負担を創り出すことのないようにするよう要請する。

BRT は、BEPS 行動 13 の移転価格文書の中のマスターファイルローカルファイルの制度を実施するための OECD/G20 各国による協定を歓迎する。BRT は、遵守コストおよび不透明性を大幅に低減するような方法で、EU 加盟国と日本との間の二国間および多国間の関係において整然と、かつ成功裏に実施されることを切望する。

この点に関連して、マスターファイル及び CBCR レポートは一旦多国籍企業（MNE）の最終親会社とその所在国の税務当局に提出したうえで、その子会社所在国の税務当局は当該国と親会社所在国との租税条約における情報交換条項に基づき入手するものとする手続きが、納税者に過度の負担をかけることを避ける観点から OECD 勧告に示されているが、グループ子会社所在国の税務当局が直接マスターファイル及び CBCR レポートの提出を要求する事例が散見される。BRT は、グループ子会社所在国は、OECD 勧告に示された手続きを遵守し、直接子会社にマスターファイル及び CBCR レポートの提出を強要することのないよう要望する。

BRT は、EU、その加盟国および日本の政府が、二国間および多国間の事前確認制度（APA）の成立を促進させることを目指すよう提言する。

BRT は、国別報告制度を通じて開示が必要な情報の範囲は、公平な競争関係を実現するために、国際的に整合性があり、BEPS 行動 13 に合致していることが重要であ

ることを強調する。BRTは、欧州委員会の公開国別報告の提案は、納税者情報の秘密を侵害するものであるから、これに反対する。

加えてBRTは、BEPS行動13が求めるように、納税者に関する情報は税務当局によって秘密が保持されるべきであることを指摘したい。

恒久的施設（「PE」）に関して、BEPS行動7は、金融サービス業界が広く行っているグローバル・トレーディングへの影響について一切考慮をしていない。グローバル・トレーディングにおけるトレーダーが取引を計上するブッキング・エンティティの従属代理人と認定された場合は重大な取引阻害要因となることから、そのような認定に基づく課税が生じないように、BRTは、欧州諸国の税務当局に対し最大限の配慮を要請する。

2013年にOECD/G20各国によって合意されたように、BEPS行動計画によって策定された措置の導入が、法令を順守している納税者に対する無用の不確実性や予期せぬ二重課税を招くべきではない。

BRTは、日本およびEU加盟国13か国（オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国）を含む20か国が、条約関連の紛争を規定された時間内に解決することを保証するためのメカニズムとして二国間租税条約の中で義務として拘束力をもつMAP（相互協議）仲裁を規定すると確約したことを歓迎する。BRTは、このメカニズムをEU全加盟国と日本との間に拡大することを提言する。

さらに、BRTは、日・EU両政府に対し、次を提言したい。

1. 成長とイノベーションにつながる、より簡素で、負担が軽く、合理的な税制を追求すること。簡素で負担が軽く合理的な税制は、課税回避や節税への誘因を低下させる。この税制には、特定の保有基準を超える事業投資から得られた配当金およびキャピタルゲインに対する追加的な法人税を免除する資本参加免税を含めることが望ましい。
2. 管理上の負担を減らすこと。税制が複雑になればなるほど、また税負担が重くなればなるほど、企業側と税務当局にとって、遵守または法執行のためにより多くの時間と費用が必要になる。
3. 投資誘致における健全な競争を促進すること。投資を決定する場合、税額、人的資源およびインフラが決定的役割を果たすことが多い。日・EU両政府は、投資誘致のために、これら3つの要因について健全な方法で推進し、競い合うべきである。
4. 二重課税を排除すること。二重課税は、国境を越えた事業活動にとって依然として大きな負担となっている。EU加盟国と日本は、両国間の租税条約を改革し、可能な限り、配当、ロイヤルティおよび金利の支払いに対する源泉税を免除することを保証すべきである。

<直近の進捗状況>

OECD が最終措置パッケージを提示し、G20 各国首脳がこれを承認したことから、進展が見られた。

<背景>

BEPS 行動計画は、OECD によって提案され、2013 年 7 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で承認された。OECD は、G20 財務大臣に最終措置パッケージ（2015 年最終報告書）を提出し、2015 年 10 月 9 日、G20 財務大臣によって承認された。G20 各国首脳は、BEPS を承認し、2015 年 11 月 15 日にその実施を確約した。

WP-1 / # 07* / EJ to EJ 金融取引税に関する提言

BRT は、欧州委員会（EC）が提案した金融取引税（FTT）について、特にその広範な適用範囲に関し、引き続き強い懸念を持っている。もし FTT が導入された場合、取引量の減少および市場流動性の低下が発生することになる。また、それは資金調達コストの著しい増大および非金融企業を含む企業間の正当なヘッジ取引に悪影響を招くことにもつながる。流通市場での流動性低下は、最終的には発行市場へも影響を及ぼすおそれがある。

EU における資本市場を発展・統合させるためにも、対象となる金融取引、課税国、税率などについて EU 域内で調和した税体系を検討する中で、市場流動性、資金コストやヘッジ費用について慎重な考慮が必要である。

<背景>

欧州委員会（EC）は、2011 年 9 月、少なくとも一方の金融機関が EU に拠点を有する場合、金融機関間の金融商品取引に対して金融取引税を課す提案を公表した。しかし、欧州委員会は、EU 全体での共通した FTT システムの導入が合理的な期間内に達成され得ないと結論づけた。2013 年 2 月 14 日、欧州委員会は EU 加盟 11 か国（エストニアが離脱したため、現在は 10 か国）による強化された協力の下で、金融取引税の導入を図る理事会指令案を発表した。課税対象のデリバティブ（金融派生商品）の範囲などの複雑な議論があるため、実施期日は、当初の 2014 年 1 月から何度か延期されてきた。現在、最終合意の期日は設定されていない。

日本に対する欧州産業界からの提言

WP-1 / # 08* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認。国際規格の可能な限りの受入れ

日本政府は、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格によって承認された製品またはCEマークの認証を受けた製品の輸入を受け入れることに消極的な態度を示しているが、それによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続きの整合化、製品認証の相互承認、調和された基準が存在しない分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。そうなれば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも受け入れ可能となる。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

自動車

日本政府は、EUで認証された自動車は改造またはさらなる試験を必要とせず日本で販売できるよう、日本が乗用車に対する認証を義務付けていながら、現時点で国連による承認を日本の国内要件への適合性を証明するものとして認めていないすべての分野において、関連する国連規則を採用すべきである。さらに、日本政府は、あらゆるEPAの規定の範囲内に含むべき日本の商用車の技術要件の国際的調和へ向けて努力することが望ましい。

さらに、日・EU ETAIには、将来の市場アクセスの障壁が生じることを防ぐために、全車種（すなわち、乗用車および商用車）を対象とする自動車附属書を含めるべきである。

<直近の進捗状況>

○ **解決済み：8項目**

- 76 GHzレーダー、閉鎖型クランクケース換気装置、DRL、TNS・PHPの変種、超小型モビリティ、軽合金ディスクホイールのリムマーキング、車両型式の定義、座席スペースおよびヘッドクリアランス

○ **解決済み – 要確認：4項目**

- タグアクスルのGCW（連結車両総重量）、タイヤ／ホイール突出部、後部排気管の角度、車両全体検査

○ **未解決：4項目**

- 打ち抜き加工／エンボス加工 – VIN（車両登録番号）項目 – 燃焼機関および電動機、耐久試験

建設用製品

日本政府はEU政府と協力して、すべての建築資材について日本農林規格（JAS規格）／日本工業規格（JIS規格）と欧州規格（EN）のすべてを相互承認するよう努力すべきである。残念ながら、このような規格が未承認の状況が、床張り材部門や屋根板部門に関して未だによく見受けられる。JAS/JIS規格の中にISO規格への参照を記載するだけではこのようなプロセスの効率化に十分役立たないことが認められる。

さらに日本政府は、技術的な規制やガイドラインが透明性をもってわかりやすく解釈されるよう、地方自治体や地域機関に対する支援を向上させることが望ましい。

<直近の進捗状況>

一定の進捗はあるが、取り組むべきことはまだ多く残されている。なお、BRTは、2013年4月、2014年4月、2015年4月、2016年4月のプログ्रेसレポートの中で、ISOとJIS/JASとの矛盾の問題について日本政府から回答はなく、むしろ海外の試験施設がJAS/JISに則って試験を実施する可能性に焦点を当てる選択をしていた点を指摘する。

<背景>

日本の建設部門は長年極めて「国内色の濃い」市場であった。2011年の東日本大震災と津波の後も、こうした状況に変化があるとする証拠はほとんどない。

鉄道

EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、日本で同様の試験を再度行うことが求められる。この点については、ある事業者から複数回報告を受けている。二重試験によって輸入コストが上昇し、輸入製品の日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU政府は協力して、欧州機関によって提供される鉄道資材に関する試験データおよび認証は日本国内でも有効とする（その逆も同様）仕組みを構築すべきである。

さらに、BRTは、日本政府に対し、日本市場の安全対策を満たすか、またはそれを上回るような商品やサービスを提供するために何が重要なのかについての理解をEU企業が深められるように、基準や要件が公的に入手できるシステムを確立するに当たって、今よりも積極的な役割を担うよう提言する。BRTは各事業者が異なる性能要件を有する可能性については理解するものの、できれば同一の安全性要件や基準が日本国内のすべての事業者によって使用されることが望ましい。しかし、現状では、個々の事業者が独自の安全基準や要件を採用している。第一段階として、ある事業者による試験結果と承認は、他の国内事業者によって受け入れられるようにすべきである。

しかしBRTは、最近の動向について認識し、日本の事業者による初の入札要請については前向きに見ており、この傾向が続くことを希望している。BRTは、日本に対し、安全性にマイナスの影響を及ぼすことなく、競争の活発化と透明性の向上につながる入札制度をよりよく活用するよう提言する。

<直近の進捗状況>

ある程度の進捗はあるものの、日本には、すべての事業者が遵守すべき共通の適合性審査制度がないという核心的な問題は今も残っている。BRTは事業者の中に今後の調達予定のリストを公表する試みがあることに留意し、これは市場アクセスの向上実現のための幸先の良い第一歩であると見ている。

<背景>

日本政府は、さまざまな国際基準フォーラムでは活発に取り組んでいるものの、これらの基準や規制は必ずしも日本の事業者には使用されていない。したがって、海外の製造事業者が満たすべき要件を正確に把握することは不可能である。さらに、満たすべき安全性要件について厳密に規定した法律は存在しないため、原則として各事業者が独自の試験要件を定めることができる。

加工食品

加工食品に関しては、日・EU間の基準と技術要件の違いと輸入に関わる煩雑な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めておらず、食品安全委員会（FSC）は検査を日本で実施するよう常に求めているため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を推進することにより、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 承認プロセスの迅速化および根本的な改正に加えて、認可食品添加物の種類を大幅に増やすこと。
- b) 重複評価のコストを削減するため、適合性評価手続きの相互承認を実現すること。
- c) 申請手続きのすべての段階に期限を設けること。期限に関するガイドラインは存在するが、それには申請手続きの一部しか含まれていない。したがって、申請者は申請に要する期間を把握することが難しい。

<直近の進捗状況>

日・EU FTA/EPA交渉で協議が進められているが、具体的な進展はなかった。我々は、2014年のプログレスレポートが、日本政府が食品添加物指定等相談センターの設立に伴い承認手続きの「標準処理期間」の設定を検討していることに言及していたことに着目している。我々は、この件についての詳細を期待しているが、3年が経過したものの、具体的な情報は得られていない。

<背景>

日本で認可されている食品添加物の数が限られており、EUと日本との間で基準が調整されていないためにコストが上昇し、EU輸出業者は規模効果を活用することができない。

LEDランプと照明器具

国際電気標準会議（IEC）などの国際的な電気保安基準と、電気用品安全法（PSE）／日本工業規格（JIS）／電気安全環境研究所（JET）などの日本の基準・技術要件とが十分に調和されていないため、コストが上昇し、EU企業の日本市場への参入が事実上阻まれている。

- 日本の省庁（すなわち経済産業省）が策定した現行の基準は、他国の製造事業者が使用している基準と互換性がない。

BRTは、日本市場がグローバル市場から取り残されないよう、国際規格・安全性および技術要件と遅滞なく調和させるよう日本政府に要請する。LEDランプおよび照明器具市場は、急速に拡大しつつあり、これらの製品が、世界規模で省エネを進めていく上で重要な役割を果たすものと期待される。

<直近の進捗状況>

日本政府は、JISをIECに調和させることに同意したが、同政府は、これには5年を超える時間を要するとも述べている。当然ながら、これは容認できない。日本は、IECの試験手順を使用できる製品のリストを発行した（「付属書12」）。しかし、このリストの改定作業は遅く、LEDランプおよび一部の照明器具が含まれていない。

<背景>

日本には、電気用品安全法（PSE）や日本工業規格（JIS）等の独自の基準や技術要件があり、例えば、逸脱基準などの基準の設定の遅れから、コストが上昇し、EU企業や輸出業者の日本市場への参入が阻まれている。さらに、遠隔操作基準の調和がなされていないため、EU企業は日本市場に参入することができない。

ラベル表示に関する規則

日本の家庭用品品質表示法は、多くの製品について、ラベルに含まなければならない情報を詳細に規定している。直近の法改正でいくつかの改善が実施されたが、ティーカップなど多くの製品については、今もいくつかの問題が残っている。それらの中には、箱の中に同一品が複数個収められている場合、箱だけでなく、製品自体にもラベルを貼付するという要件が残っている。日本は、このラベル表示に関する法律にさらなる柔軟性を取り入れることが望ましい。

<直近の進捗状況>

本件は規制改革会議で取り上げられ、欧州企業と日本企業両方の代表者が家庭用品品質表示法の改正を訴えた。消費者庁（CAA）は、草案を作成し、これがコメント

を求めて公開された。我々は、新法が、2017年中に成立することになると理解している。

<背景>

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主的ラベル表示基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。

WP-1 / #09* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント

日本政府は、自主検定の許可利用を拡大することが望ましい。現在、日本は多くの場合、政府機関または第三者から承認を取得することを求めている。このことによって、関連企業が製品やサービスを発売する際に、その分のコスト、時間がかかってしまう。特に、時間は製品サイクルの短い分野では重要である。

日本が人命および動植物の安全を守りたいことは理解できるものの、制御可能なリスクを伴う製品やサービスは自主検定手続きを利用できるよう、適切なリスクアセスメントを実施すべきである。

<背景>

日本は、自主検定の概念を取り入れたが、第三者または政府の承認が、規範となっていることが少なくない。このことは、製品を市場に出すための時間とコストの増大を意味する。この問題は、試験方法が調和されていない場合に、特に明白である。

WP-1 / # 10* / E to J 自動車

日本政府は、軽自動車とその他の自動車を財政面でも規制面でも同じ基盤に置くべきである。

<直近の進捗状況>

2015年度からの軽自動車の税制改正はコンパクト車および軽自動車に対する課税負担の格差縮減に向けた歓迎すべき第一歩であるものの、まだ十分とはいえない。欧州のコンパクト車が日本市場で軽自動車と同等の条件で競争できるよう、日本政府はFTA交渉において、さらなる財政および規制改革を約束することが望ましい。つい先頃、経済産業省と日本自動車工業会（JAMA）は、差異レベルを1:2程度に縮小するよう提案した。

しかし、当分の間、軽自動車とサブコンパクト車の課税の基準レベルの差異は1:3.3という容認しがたいほど大きいままである。

<背景>

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連諸税や自動車損害賠償責任保険料、高速道路通行料金が低めに設定されており、夜間駐車に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様の性能と仕様を有するにもかかわらず、軽自動車の持つ特権は与えられていない。

WP-1 / # 11* / E to J 燃料電池自動車

水素貯蔵システムの材料要件に関する水素燃料電池自動車（HFCV）の国連規則のフェーズIIの合意ならびに実施は未定だが、日・EU両政府は、メーカー／輸入業者が、HFCVが互いの要件および認証手続き満たしていることを証明できるよう柔軟性のある取決めを取り入れることが望ましい。

<背景>

国連規則（UNR）134：水素燃料電池自動車（HFCV）の国連規則「水素燃料電池自動車、フェーズI」は、2015年6月に発効し、EUと日本が採択した。しかし、日本がフェーズIを実施したにもかかわらず、日本に輸入されたHFCVタンクは、引き続き金属材料に関する日本特有の国内要件を満たさなければならない。EUが性能に基づく方式を用いて水素適合材料を承認しているのに対して、日本の方式は慣例的であり、事実上、材料の選択肢を非常に少数の特殊な種類のステンレス鋼とアルミニウムに限定している。

WP-1 / # 12* / E to J サービス分野における自由で開かれた競争の確保

日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。専用航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、およびそれらサービスにかかる財政的支援の面で、また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されることが望ましい。

BRTは、国際スピード郵便（EMS）に与えられているのと同じ恩恵を、これに代わる民間の同等の選択肢にも与え、欧州や米国の場合と同じように、公平な競争を達成するよう要請する。

<直近の進捗状況>

この問題は、EPA交渉の中で話し合われているものの、ワーキング・パーティ1は、具体的な改善は一切承知していない。さらに、日本郵政に直接関わる問題については、昨年中、方向性の変化はほとんど見られなかった。

<背景>

日本郵便およびEMSは、民間物流事業者には与えられていない優遇措置を与えられている。ユニバーサルサービスは、欧州と米国の両方に存在する概念であるが、EMSは、この概念には含まれておらず、むしろ民間急行便配達業者と同一条件で提供されるサービスである。

WP-1 / # 13* / E to J 運送・物流

WP-A / # 03 / EJ to EJに関連して、BRTは日本に対し、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度の改定を提言する。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当に魅力を感じられるよう、事務負担を軽減する必要がある。

事業者がトレーサビリティの合意基準を満たし、合意された処理手順を遵守しているのであれば、認定事業者（AEO）の考え方としては、より簡素化に焦点を当てるべきである。その例としては、以下のようなものが挙げられる。

- 国内通関業務の管轄外の通関手続きの規制撤廃
- 積荷の物理的検査の削減
- 自由貿易協定の下で「直送」を示す代替証拠書類の使用を可能にする
- 検疫関連の規制対象となっている製品については、最初の通関手続地として、保税倉庫を使用する

さらに、我々は、日本政府がプロGRESSレポートで言及した民間部門と協力して実施している情報収集について、さらに具体的な情報を得ることに特に関心を持っている。

<直近の進捗状況>

日本税関は、2017年10月までに国内通関業務の管轄外の規制を撤廃する計画を発表した。BRTは、産業界から大きな改善であると受け止められることとなるこの改正を待ち望んでいる。

<背景>

現行の認定事業者（AEO）制度は、あいにく多くの事業者が希望したような簡素化にはつながっていない。むしろ、多くの場合、事務負担が増加している。

WP-1 / # 14* / E to J 航空機

羽田D滑走路の重量制限は、欧州製航空機の利用、そして羽田空港における国際交通のさらなる発展に対する障害となっている。この重量制限を見直して、エアバス社製のA380やA350など、新型機やさらに大型航空機の運用を可能にすることが望ましい。我々は、双方の関係当局が協力して、必要な検証を行うよう要請する。加えて、建設

の一部について耐重量の再検証により、最新の中型A350航空機が運用できるようになる可能性もあり得る。

<年次報告書>

この提言については、進捗は見られなかった。しかし、先ごろの羽田における747-8i（コードF航空機）の日中運用の承認が、A380（同じくコードF航空機）についても、日中運用がまもなく承認されることへの期待感を生み出している。

<背景>

航空旅行の需要の高まりに応え、また混雑を緩和するために、空港の受け入れ能力を拡大する目的で、2010年10月、第4滑走路（D滑走路）と国際線ターミナルが開業した。これまでのところ、アジア各国間との航空路線に焦点が当てられてきたが、今後は、長距離国際路線のための利用が増加すると見られている。便数は、需要と共に増加するが、スロット数の観点から、最終的には受け入れ能力により制限されることになる。最近の日本への海外旅行客の劇的な増加は、2015年には2000万人弱に上り、日本政府は、2020年は4000万人と目標を上方修正した。羽田を発つ航空機（230席）の平均的なサイズは、747が国内で使用されていた1980年（240席）の航空機のサイズより小さい。東京の各空港、具体的には羽田空港の交通量の伸びを目の前にして、羽田空港で今より大型の航空機を確実に使用できるようにするためには、そのための努力が必要となる。この点で、より大型の新型航空機の使用が、航空会社の戦略の重要な部分の一つとなっていく。そのような状況の下で、D滑走路の航空機重量制限は、羽田空港が、より大型で新しい航空機の使用へと転換する上での妨げとなる恐れがある。A350やA380などの新型航空機は、羽田空港で現在使用されている旧型の航空機よりも騒音が少なく環境に優しく、また、羽田空港の離発着便を増加するために都市上空を飛行させる計画を踏まえ、できる限り騒音の少ない航空機を使用することが不可欠である。多摩川の流れを妨げないように、D滑走路は、従来の埋め立てではなく、栈橋状構造を用いて整備された。このために、使用する航空機に対する重量制限が課されることになった。そのため、重要制限を超えるエアバス社の最新型A380やA350シリーズの全ラインアップを使用する場合、現在のような使い方はできなくなるだろう（下表を参照）。

単位：トン	重量制限	A380	A350-1000	A350-900	B747-400	B777-200ER
総重量	400	571	308.9	268.9	396.0	286.9
主脚荷重, t/gear	139.5	161.6	146.9	126.0	92.8	134.9
車輪荷重	26.2	26.9	24.5	31.5	23.2	22.5

WP-1 / # 15 / E to J 外国直接投資の促進

日本政府は、外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編から直接生み出されるキャピタルゲインに対しても課税繰延べ制度の適用を検討すべきである。

BRTはさらに、純営業損失（NOL）に関する不利な規則について指摘したい。近々行われる変更により、日本国内の企業は、（2017年から）損失の50%を10年間繰り越すことができるようになる。これは、投資獲得のために日本が競い合っている近隣諸国におけるNOLに大きく遅れをとっている。

また、日本は確かに以前の法律と比較して相続税法を改善したものの、日本の相続制の対象となる外国人は離日した後であっても最長5年間、継続的に相続税の対象となるいわゆる「**限嗣**」も導入した。これは、日本での投資に対する明らかな阻害要因であり、企業が長期的に海外の優秀な人材を引き留めておくことを難しくする。

さらに、全般的な投資環境の改善が前提条件であるが、外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁が既に取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に、外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々より一層困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる重要な第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービス業に適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資環境を改善する上で大きな役割を果たすであろう。

<直近の進捗状況>

日本は海外直接投資のインセンティブプログラムを構築したものの、適用範囲が限られている場合が多く、申請手続きは非常に融通が利かない。また、日本が期間の短縮を検討している気配もうかがえる。

<背景>

日本は世界第2位の経済大国でありながら、GDPに占める日本国内における外国直接投資（FDI）額はOECD加盟国のなかでも最も低い水準にとどまっている。日本貿易振興機構（JETRO）が再編成され、日本政府は小泉元総理の時代より外国直接投資を促す努力を進めているが、事態の改善は小規模にとどまっている。OECDによると、2015年の対内（海外直接投資（FDI））残高は、GDPのわずか4.1%であった。

WP-1 / # 16* / E to J **調達**

<総括的提言>

日本政府は、調達市場へより参入しやすくするための取り組みを一層強化していかなければならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げること、また運輸・交通部門における「業務安全上の条項」を撤廃することで達成できるであろう。また日本は、現在19都市しか含まれていない、政府調達に関する協定（GPA）に含まれる都市を増やすことが望ましい。

また、日本は英語で利用できる情報をさらに増やすことが望ましい。BRTは最近のJETROの取り組みを承知しているが、情報が完全に英語で公開されることは稀である。さらにBRTは、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

さらにBRTは、日本に対し、事前登録の要件を簡素化し、入札者の要件の設定にあたっては、海外での実績や資格を認めるよう求める。

<具体的提言>

- ヘリコプターの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。
 - a. ヘリコプターの性能も考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行われるようにすべきである。
 - b. 単年度予算調達という制約は緩和すべきである。
- 宇宙活動用地上設備の総合的なシステムの調達を奨励すべきである。
- 日本の公益事業体による調達手段として、一般競争入札の割合を大幅に高めるべきである。
- 業務安全条項に対する直近の変更が、政府調達に関するWTO協定に則って、実際に、確実に、よりオープンな入札要請に繋がることが望ましい。BRTは、業務安全条項（OSC）の定義の変更によるオープンな入札要請の増加について、日本政府にデータがあるのかを知りたいと考えている。

<直近の進捗状況>

BRTは、特に本州の3つのJRの変化に着目しており、したがって、業務安全条項（OSC）の変更がもたらす成果に期待している。日本政府は、業務安全条項を定義したが、BRTは、この定義はあまりにも包括的すぎると見ている。

<背景>

日本の調達市場の80%以上が政府調達に関する協定（GPA）の対象外であることが調査により明らかになっている¹。一部の部門には現在、500万SDRの基準が適用されていない。入札募集のための国家データベースが構築され、鉄道部門では初めて一般競争入札の募集が行われるなど、変化も見られる。しかし、日本の調達をEUの水準に近づけるには、多くの改善を要する。

WP-1 / # 17 / E to J 財務報告

¹ コペンハーゲン・エコノミクス、「EUと日本の間の貿易・投資に対する障壁の評価」、2009年

提言：

BRTは、企業会計基準委員会（ASBJ）は、一般的に（公正妥当と）認められた会計原則（JGAAP）を国際会計基準（IFRS）に一致させることを今よりも優先させ、それによって、面倒な照合の必要性を低減するよう提言する。このことが、コストの削減、データの透明性と正確性の向上に寄与することになり、同時に財務諸表の比較可能性を高めることによって、日本の金融市場の魅力を高める。

さらにBRTは、規制当局は、財務報告の収斂を促進するために、密接な繋がりのある税法と会社法の修正を検討するよう提言する。そうすることによって、企業は、上記の財務報告の整合化の恩恵を得ながら、既存の課税調整を維持することができる。

<直近の進捗状況>

新規提言

<背景>

欧州や日本で国際会計標準（IFRS）を採用する企業の数が増えてきたことを踏まえ、財務報告基準の統合と国際的な互換性向上への世界的な圧力が高まり続けている。しかし、欧州に本社を構え、日本国内に住所を有する重要な子会社をもつ多国籍企業の場合、課題は今も残る。それは、そういった子会社は、法的な報告目的で企業会計基準委員会（ASBJ）が発表した「日本で一般的に（公正妥当と）認められた会計原則（J-GAAP）」の下で引き続き報告を行っているからであり、なおかつ、そういった子会社は、さらにその後で、親会社が求めるグループ報告のために、国際会計基準（IFRS）との照合を行う必要がある。そういった照合の必要性を低減させること、ならびにIFRSが、これらの子会社の事務負担を少なくすることになるであろう。

EU に対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 18* / J to E 単一市場の重要性

BRT は、2015 年 10 月の単一市場の最大の可能性を引き出し、欧州が世界経済の中で繁栄するための出発点とするとの欧州委員会のユンケル委員長の政治的誓約に基づく「単一市場戦略」発行以降の進捗を歓迎する。

BRT は、単一市場が欧州の主要な成果の一つであり、グローバル化が進展する時代における最高の資産であることに同意する。

BRT は、単一市場内で事業を行う企業にとっての次の政策分野の重要性を強調したい。

- ビジネス環境
- 税制
- 知的所有権
- 標準化
- 消費者保護
- サービス
- ネットワーク
- デジタル単一市場
- 化学物質の真の単一市場のさらなる改善と実現

BRT は、単一市場のメリットを最大化するために、企業と消費者が加盟国間での法令の施行の違いについて懸念する必要がない範囲において、海外取引に影響を与えるあらゆる法令を整合化することが望ましいと考える。したがって、BRT は、加盟国内だけでなく、オンライン販売経路とオフライン販売経路との間の法的保証期間などの消費者保護に関する EU の枠組みが一貫した実施に向かって動いていることを歓迎する。

単一市場を改善していく中で、EU およびその加盟国は、EU レベルでの国内規則の調和だけを目指すべきではない。EU およびその加盟国は、重複する法的枠組みを排除することによる規制の改善や、自由化と規制撤廃も目指すべきである。

しかし、BRT は、EU 全域に亘る統一的な政策の適用が重要な分野においては、EU が規制を利用した政策を立てるべきことの重要性を強調したい。

BRT はさらに、EU レベルでルールが導入される際は、全加盟国でその実施だけでなく、統一した遵守と実施がますます重要になることを指摘したい。したがって、BRT は、2017 年 5 月 2 日に公表された単一市場の遵守と実際の機能を向上させるための措置パッケージを一步前進として歓迎する。

次の10～15年間では、世界の成長の90%は、EU域外からもたらされると予測されることから、BRTは、EUが国際経済の中で繁栄するためには、国際的に開かれた欧州単一市場が極めて重要であることを強調したい。

BRTは、野心的なEPAならびに産業の成長と雇用創出に大きく貢献する公正な市場アクセスを通じて、日・EUの通商関係を深めることを支持する。

英国のEU離脱（ブレグジット）に関し、BRTは、2017年3月14日の経団連の「英国のEU離脱問題に関する意見」声明に各国政府の関心を集めたいと考えている。BRTは、ブレグジットによって生じる弊害を最小限に抑えるために最大限努力するよう要請する。

さらに、欧州経済の強さは、持続可能な経済発展をもたらす一連の価値を基盤としている。企業の社会的責任は、持続可能な発展と極めて競争の激しい社会的市場経済というEUの目的に、中心的に貢献することである。例えば、日本との関係を考慮し、BRTは、責任ある企業を育成することを、日・EUの経済的・政治的パートナーシップの要とすべきであると確信する。

<直近の進捗状況>

欧州委員会が単一市場を強化するための一連の提案を行ったことから、一定の進展が見られた。

<背景>

欧州委員会のユンケル委員長は、単一市場の最大の可能性を引き出し、欧州が世界経済の中で繁栄するための出発点とするとの政治的誓約を行った。

欧州委員会は、2015年10月にロードマップを発表し、その後、数多くの措置を提案した。

WP-1 / # 19* / J to E 化学品規制

19.1 欧州化学品規制（REACH）

1. BRTは、EU政府に対し、欧州化学品規制（REACH）の実施に対し、特に次の点に、さらに注意を払うよう要請する。
 - EU市場に出回っている物品のかなりの部分がEU域外から輸入されていることから、ガイダンスの更新時には、非EU企業の見解を取り入れる機会を増やすことが望ましい。この点に関し、非EU企業の代表者が欧州化学物質庁（ECHA）の利害関係者として登録することをEU企業同様に認められるべきである。
 - 例えば、ppm単位ではなくppb単位で表した新たな高懸念物質（SVHS）の閾値が低すぎる場合、製造業者や輸入業者にとっては、正確な測定が困難なことから、その閾値の有効な実施には実務上の難しさが伴うことになる。

- EU 政府は、高懸念物質に適用される閾値が採用された場合、その実施を強化することが望ましい。実施を強化しない場合、極めて低い閾値の高懸念物質の増加によって、厳密に遵守している製造業者／輸入業者と、あまり厳密に遵守していない製造業者／輸入業者との間の競争を歪めることになる。
2. BRT は、EU 政府が PACT-RMOA（公共活動調整ツール・リスク管理のオプション分析）を、特に次の点で、さらに改善するよう要請する。
- 中小企業が今も PACT-RMOA を理解するのが難しいと感じる場合があることから、EU 政府は、中小企業のニーズに応えるよう PACT-RMOA を改良すべきである。
 - 企業による寄与プロセスを、今以上に発展させるべきである。
 - PACT-RMOA の透明性を改善すべきである。
 - 加盟国の評価機関による評価の品質は、評価プロセスの標準化を通じてその一貫性をさらに高めるべきである。
 - 物質の選定基準の透明性をさらに高めるべきである。
 - 少なくとも、より公正でより正確なリスクアセスメントを提供するために、公開協議（最低 12 週間）は、加盟国すべての国内で実施すべきである。
3. BRT は、REACH の実施に関して、英国の EU 離脱による影響を緩和するよう EU 政府に求める。

日本から EU 諸国へ化学物質を輸出する数多くの企業は、現在、英国内で法人格を取得したコンサルティング会社または系列会社を唯一の代理人（OR）として、物質の登録およびトン数帯に関連する業務を含め、REACH に適合するための業務を委任している。

英国が EU から離脱するため、これらの企業は、OR の資格を失い、EU 域外のメーカーは、新たな OR を任命し直さなければならないだけでなく、すべての既に登録された OR 情報の変更、または EU 内の顧客および物質の有害性の情報の新たな OR への伝達など、複雑な業務を行わなければならない。

したがって、膨大な量の事務仕事を避けるために、BRT は、欧州委員会が、英国企業に OR 資格を付与し続けることなどによって影響を緩和するための大胆な措置を講じること、ならびに十分な移行期間を設けるよう強く促す。

<直近の進捗状況>

進展が見られた。PACT-RMOA の各条項の解釈に関する EJC（工学者合同委員会）の決定により、その解釈が最終的なものとなった。PACT-RMOA の導入により、SVHC に関する提案にも一段と進展があった。

<背景>

REACH には、企業にとって実務上、実施が非常に困難な要件が含まれている。

欧州委員会が非 EU 企業の代表者を欧州化学物質庁（ECHA）の利害関係者として登録できるよう提案したにもかかわらず、非 EU 企業の代表者の登録が行えないことが分かった。EU は開放経済であり、また EU 市場に出回っている物品のかなりの

部分がEU域外から輸入されていることから、このような重要な問題に関し、非EU企業の考え方を考慮に入れるためのシステムを備えることはEUの利益になる。

REACHの実施は十分ではないことが確認されている。その結果、REACHは均一的に実施されていない。製造業者や輸入業者の中には、閾値を超えてはならない限界値としてではなく単なる参照値と解釈しているところもある。高懸念物質(SVHC)の見つかる可能性は低いと信じて、SVHCをまったく測定しない製造業者や輸入業者もいる。

欧州化学物質庁(ECHA)は、PACT-RMOAのウェブサイトを新たに開設し、評価を行ったSVHCの評価結果を公表している。BRTは、欧州化学物質庁がSVHCの特定の透明性を高めてきたことに感謝する。

しかし、PACT-RMOAでの決定は、ある物質をSVHCとして指定することにはなるものの、加盟国の評価機関の評価品質にはばらつきがあり、PACT-RMOAのリストへの掲載するための物質の選定基準は、透明性に欠ける。加えて、PACT-RMOAは、任意の活動であるため、評価機関の責任は曖昧である。

19.2 内分泌かく乱物質に対する適切なアプローチ

BRTは、EU政府に対し、CMR(発癌性、変異原性、生殖毒性)といった分類によってではなく、健全な科学的手法に基づくリスク評価によって内分泌かく乱物質を規制するよう要請する。これは、内分泌かく乱が毒性の評価項目ではないためである。有害性評価は、WHOで定義されている内分泌作用機序に基づいて有害事象を特定し、潜在性、先導的毒性、重症度、不可逆性を踏まえて特性化を行うことにより、実施すべきである。

<直近の進捗状況>

公開協議を含む継続的な協議の結果、一定の進展が見られた。

<背景>

EU政府は現在、REACH、PPPR(植物保護製品規制)、BPR(バイオサイド規制)等の現行法を審査し、政策措置を検討している。欧州委員会は、2016年7月に分類に関する通達を発表すると表明した。

19.3 欧州特定有害物質使用制限指令(RoHS)

BRTは、RoHSに含まれる物質の特定と評価は、最も適切なリスク管理オプションを考慮し、強固かつ一貫性のある方法に基づいて行うべきであることを提言する。将来的には、「REACHおよび指令2011/65/EU(RoHS) — 共通の理解」の原則を適切に適用・実施して、規制の重複を避けるべきである。

BRTは、すべての新たな規制イニシアチブが、制限、代替品ならびに適用除外の要請に関して、適切な時期の実施を可能にするために必要なレベルの法的な確実性、透明性そして予測可能性を与えるよう要請する。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

規制物質のリストに入れる物質を特定し評価する方法についてのガイダンスを策定するために、欧州委員会が主導して作業部会が設立された。

REACH および RoHS の下で同じ化学物質に対する今後の規制措置をどのように管理していくかのシナリオを定める「共通の理解」文書も、欧州委員会から発行された。

<背景>

RoHS の下での規制物質のリストに含まれる可能性のある物質を特定して評価するために、欧州委員会は、その方法について取り組みを続けてきた。この特定・評価の方法は、物質審査のプロセスと基準を明確化し、今後の評価すべてに対する強固かつ一貫性のある手法を提供するために、今後さらに細かく調整すべきである。別のリスク管理のオプションが検討されることもあり得ることから、物質の評価が、必ずしも RoHS に基づく規制物質のリストに含める提言に結びつくとは限らない。

REACH および RoHS は、いずれも化学物質の使用を規制する。認可、規制、適用除外のプロセスは、この二つの規制間で部分的に重複しており、産業に複雑さと負担を与えている。「共通の理解」は、人の健康と環境の保護を守りながら、最も効率的かつ効果的な方法を用い、どのようにしてこれらのプロセスを管理するべきかを具体的に示している。

19.4 CLP 規制

BRT は、輸出業者の負担を軽減するため、EU 政府に対して、通関の際、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の分類およびラベル表示を受け入れるよう要請する。

BRT は、さらに EU 政府に対し、技術的進歩への適応化（ATP）の段階から GHS を考慮するよう要請する。

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、非常に限定的であり企業にとっては不十分ではあるが、一定の進展が見られた。

<背景>

CLP 規制（物質および混合物の分類、ラベル表示、包装に関する規則（EU）No 1272/2008）は、EU 域内のメーカーおよび輸入業者だけでなく、EU への輸出業者も対象とする。CLP は、国連の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に対応したものであるが、一部採用していない分野や EU 独自の分野もある。その結果、EU への輸出業者は GHS と CLP の両方を遵守することを求められる。

19.5 ナノマテリアル

1. 定義

BRTは、EU政府に対し、製品の表面からのナノマテリアルの飛散を考慮し、ナノマテリアルに関する将来を見越した政策手段を実行するよう要請する。

2. 測定方法の標準化

BRTは、EU政府に対し、ナノマテリアルの実用的な測定方法を標準化するよう要請する。これは、シンプルで国際的に調和された測定方法とすべきである。

3. 報告制度

各加盟国での登録および報告は、企業、特に中小企業にとって大きな負担であることから、BRTは、EU政府に対し、率先してEUレベルで調和された報告制度を設けるよう要請する。

上記1と2が進展していないため、加盟国の中には、自国独自の報告制度を開始させたところがある。EUは、調和された報告制度に関し、より迅速に対応することが望ましい。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展は見られなかった。

報告制度に関しては、欧州委員会が公開協議を行っている。

報告制度に関しては、フランス、ベルギー、デンマーク、スウェーデンをはじめとする一部の加盟国が独自の制度を採用している。統一された報告制度は、業界にとって極めて重要である。

測定方法に関しては、2012年に共同研究センターが「用語『ナノマテリアル』の欧州委員会定義の実施のための測定要件」と題された報告書を発表したが、依然として実用性やコストが課題である。

2017年6月、ナノマテリアルに関する情報を提供するために、「EUナノマテリアル・オブザーバトリー (EU-ON)」が設立された。

<背景>

2011年10月18日、ナノマテリアルの定義に関する欧州委員会勧告

(2011/696/EU)が発表された。複数のEU加盟国において、国内で独自にナノマテリアルの報告制度を制定する動きがあり、メーカーおよび輸入業者は異なる形式で複数の報告書を作成しなければならなくなる。これは非効率的なだけでなく、サプライチェーンに混乱を招く。

届出といった規制上の要件を満たす際に、ナノマテリアルの測定にはさまざまな測定方法が用いられている。結果として、異なる計測者による計測結果が比較できなくなる危険性がある。

19.6 バイオサイド製品規制

BRTは、EU政府に対し、バイオサイド製品（殺生物性製品）によって人、動物および環境にもたらされるリスクを低減するために、バイオサイド製品規制（BPR）に基づき処理された成形品に対する対策の効果を評価し、そのような対策が目的に叶うものであることを保証することを求める。

バイオサイド製品規制（BPR）は、概念的であり、必ずしも分かりやすいものではないことから、BRTは、EU政府に対し、活性物質、バイオサイド製品または処理された成形品の実際の事例に対する適正な手続きを説明する実用的で分かりやすい対応問答集（FAQs）を発行するよう求める。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

<背景>

2012年5月22日の欧州議会および理事会のBPR（殺生物性製品の市場における利用および使用に関する規制（EU）No 528/2012）は、処理された成形品は、成形品の処理に用いられるか、または成形品に組み込まれる殺生物性製品に含有されるすべての活性物質が承認されない限り上市してはならない旨、要求している。この要件は、有害な化学薬品を規制して管理するための既存の法的仕組み（例えば、REACH、RoHS）に加えて、産業界に大きな負担とコストを課しており、その結果として技術の停滞を招き、EU市場に製品を上市するメーカーまたは輸入業者の競争力に影響を与えることになる。BRTは、これがEU外のメーカーおよび輸入業者に不釣り合いな影響を与えていることを懸念する。というのは、そのような規制対象の活性物質は中小企業（SME）およびEUに対する販売高も限定的で、BPRの要件に取り組むだけの資力がない企業から供給されることが多く、その結果、そのような企業は機能性を失い、さらにEU市場に参入するための技術や潜在的イノベーションを制限されるのである。したがって、BRTは、BPRに基づいて処理された成形品対策について、「社会経済上の恩恵」対「人と環境に対する恩恵」を評価することによって、この規制の影響の評価することを提言する。

所轄庁の会合では、数多くのガイダンス文書が作成されてはいるものの、そのようなガイダンス文書の多くが問題をますます複雑化してきている。BRTは、EU政府に対し、ガイダンスを分かりやすいものに改善するよう要請する。

WP-1 / # 20* / J to E 資源効率政策

20.1 循環経済

真の循環経済には、理想的な経済サイクルのあらゆる段階で当事者が関与することが必要であり、ライフサイクルの考え方に基づくことが望ましい。したがって、BRTは、EU政府に対し、科学的裏付けの観点から設計段階で環境面でのメリットを評価し、エネルギー効率、資源効率ならびに製品の安全性と性能の間の得失評価を考慮に入れることを提言する。

EU レベルでの枠組み条件および授權法規はあるものの、それらの実施、調和、徹底強化を改善する必要がある。BRT は、EU 政府に対し、循環経済行動計画の策定における整合性を保証し、再利用ならびに改造／再生産活動に焦点を当てる循環型ビジネスモデルを制限する法律の重複や矛盾を回避することを提言する。特に、生産段階で新たな法律を提案する前に、EU 政府は、他の分野同様、エネルギー関連製品（ErP）、エネルギーラベリング、WEEE（廃電気電子機器指令）、RoHS（欧州特定有害物質使用制限指令）、REACH（欧州化学品規制）、製品環境フットプリント（PEF）との整合性を考慮に入れるべきである。新法、改正法、政策提案を提出する際、新たなビジネスモデルの信頼性を損ねる恐れのある不公正な競争を回避するために有効な施行計画を実施すべきである。一方で、BRT は、EU 政府に対し、例えば REFIT（規制適正化プログラム）などを通じて、既存の枠組み／環境法が、循環経済に対する障壁とならないかを評価することを提言する。こういった障壁は除去できる可能性がある。

BRT は、EU レベルで既存の法令・政策のさらなる整合化および簡素化を進め、各加盟国レベルでの多様な解釈や実施によってもたらされる障壁を克服する必要があることを強調したい。これに関連して、欧州域内で、または世界で、二次原料の自由な移動を保証するために、廃棄物および廃棄物でなくなる基準（「waste and end-of-waste criteria」）の一貫性のある定義が必要になってくる。特に、BRT は、EU 政府に対し、循環経済の潜在的障壁を明らかにするために、かかる基準の国内実施状況を注意深く監視するよう要請する。

BRT は、極めて複雑でグローバルなサプライチェーンをもつ企業を代表している。日・EU 両政府は、このことに常に留意し、したがってグローバルなレベルでの規制の整合化に寄与することが望ましい。かかる整合化は、ISO 規格に沿った技術標準の策定によって達成することができ、すべての市場参加者に公平な競争環境を作り上げると同時に、産業界がサプライチェーンにおける循環型モデルを実現するために役立つ。これと並行して、日・EU 両政府は、製造業者が製品に再生材の使用を増やし、二次原料生産者がさらに品質の高い原料を大量に供給できるようにするための奨励金を検討すべきである。これらは、グローバルかつ機能的な二次原料市場を作り上げるために必要な措置となるであろう。

BRT は、EU 政府が EU 域外の企業に対し、廃棄物の発生から最終処分にいたる流れの所在場所または他の属性、ならびに再生材の認証およびラベル表示を含む分野で、非関税障壁ともなり得る、難しくコストのかかる措置の遵守を求める規制または政策を実施しないよう要請する。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。2017 年 1 月、化学物質・製品・廃棄物のインターフェース（相互関連性）についての今後の課題に関するロードマップが発表された。

<背景>

欧州委員会は、2015 年 12 月に新たな循環経済パッケージを発表した。このパッケージには、廃棄物法に関して改訂を加えた提案ならびに循環経済のための EU 行動計画が含まれている。

20.2 エコデザイン製品ロット

BRT は、EU 政府に対し、消費者が手頃な価格で効率的な製品を購入できるよう、最低エネルギー性能規格（MEPS）を最小ライフサイクルコスト（LLCC）のレベルに設定するエネルギー関連製品（ErP）原則を支持するよう求める。

また BRT は、EU 政府に対し、製品に組み込まれている構成部品をエネルギー関連製品（ErP）製品ロットの範囲に含めるとの決定を下す前に、包括的影響評価を行い、それによって非効率的な「二重」規制措置を避けることも求める。消費者には具体的な利益のない構成部品レベルではなく、最終製品レベルで最適効率を追求することが重要である。

BRT は、有用部品の早期廃棄を回避し、資源効率の側面を勧告するため、「生産されたとおりに修理する」原則を、RoHS 指令の場合と同様にエネルギー関連製品（ErP）の補用部品に適用すべきであると提案する。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

<背景>

製品に組み込まれた構成部品の影響評価が、例えばロット 11（ファン）の改定版と同様に実施されない場合、環境ならびにエネルギー効率に対する恩恵が誤った方向に導かれる可能性がある。適切な影響評価を行わないと誰にも購入されず、結果的にエネルギー消費の低減にも寄与しない高価な製品が作られてしまう。さらに、このことが、非現実的な最低エネルギー性能（MEP）の設定につながり、これによっても消費者にとって高すぎる最終製品が生まれてくる。エネルギー関連製品（ErP）を実現するための対策は、市場で最も非効率的な製品を排除することに重点的に取り組むことが望ましく、エコラベル規則の対象となっている最も効率の高い 10%の製品に基づいて最低エネルギー性能（MEP）を設定することは望ましくない。

もう一度ロット 11（ファン）の例を用いて、ある製品を修理する必要がある場合、必要な補用部品が、最新の規則要件を満たさない場合、その製品を修理することはできず、新製品を買わなければならない。これは、資源効率性に欠ける。ある製品についての規則が、補用部品を考慮していれば、修理によってその製品寿命を延ばすことができる。

20.3 エネルギーラベル表示

現在継続中のエネルギーラベル表示指令の改定に関して、BRT は、EU 政府に対し、最上位のエネルギークラスへの製品分類を行わず放置しておくことは、消費者を混乱させ、さらにエネルギー効率の高い製品を開発するイノベーションの機運をそぐことになるため、これを回避するよう強く要請する。エネルギーラベルのスケールリング変更規定も、対象範囲内の製品の特性に合わせて調整すべきであり、一般

的に、市販されている製品の50%以上が、最上位のエネルギークラスに移行する場合にのみ実施すべきである。また、多額の費用を伴う製品情報データベースの構築は、各加盟国における市場サーベイランスに取って代わるものではなく、機密データが第三者に漏れる危険もあることから、BRTは、かかるデータベースの構築に対しても警告を発する。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

<背景>

エネルギーラベル表示指令の改定に関して、欧州委員会の草案（COM（2015）241）は、機種の過半数が上位のエネルギークラス（つまりAおよびB）に該当するようになるまでの予測期間を少なくとも10年とするために、ラベル導入時には、これらのクラスには手を付けないこと、ならびに、低位のエネルギークラス（D、E、またはG）に属する製品は、エネルギー関連製品（ErP）実施措置により今後上市できないことから、これらのクラスをラベルから除外することを提案している。これは、イノベーションを妨げ、消費者を混乱させて市場でエネルギー効率が最も高い製品を購入するために資金を投入しようという意欲をそぎ、しかもエネルギーラベル表示の目的に対しても逆効果である。欧州委員会が管理することになる製品データベースを構築するという提案は、コストと負担を増やし、中小企業の競争力を損なうことになる。しかも、加盟国が市場で実施しなければならない市場監視（サーベイランス）に関して、なんの新たな利点もない。データベースに収めるよう求められている製品データのほとんどは、エネルギー関連製品（ErP）実施措置に基づき、既に生産者の無料のウェブサイト入手することができる。

WP-1 / # 21* / J to E 税制

21.1 共通連結法人課税標準（CCCTB）

欧州委員会は、2016年10月26日、共通連結法人課税標準（CCCTB）の法制に関する提案を再び打ち出した。この提案は、2段階での法制化を提案している。まず、第1段階は、共通課税標準（CCTB）の規則について合意し、次に連結（CCCTB）規則について合意する。この再度打ち出されたCCTB/CCCTB提案は、総収入が7億5千万ユーロを超える連結グループに所属する企業に対し、これらの規則の適用を義務化するものである。

企業が新たな課税標準に適応するためには多大なコストが発生するものの、BRTは、単一市場において、CCCTBが税法の遵守を単純化することを期待している。また、CCCTBは、子会社の損金を親会社の利益で一時的に相殺する仕組みを取り入れ、資本参加免税と新たなR&D控除を通じて成長と投資を促進させることになるであろう。

しかし、BRTは、企業への大きなメリットは、ほとんどが第2段階に存在することを指摘したい。

- 連結によって、損益の統合化が可能となる。
- 連結グループ内ののれんの譲渡は、もはや税金の問題ではなくなる。
- 連結グループ内の移転価格は、もはや税金の問題ではなくなる。

したがって、BRTは、EU政府が第1段階のCCTB提案の採択後、速やかに第2段階のCCCTB提案を採択するよう強く求める。

BRTは、理事会での提案審議の中で、加盟国が税制を簡素かつ賢明なものに維持し、成長と投資の促進に傾注していくことを期待する。

BRTは、加盟国がCCTB/CCCTB提案について合意することが難しいと判断した場合でも、加盟国は、CCCTBがそれを支持する加盟国によって真っ先に実施されるよう、速やかに協力手続きを強化する方向に向かうことを提案したい。

BRTは、EUに対し、世界中の国々が望むような世界的にベストプラクティスな法人税の仕組みを作ることを目指すよう促す。

<直近の進捗状況>

欧州委員会が提案を再度打ち出したことから、一定の進展があった。

<背景>

欧州委員会は、2011年、共通連結法人課税標準（CCCTB）についての理事会指令を提案した。理事会は、この提案で合意に達することはできなかった。

欧州委員会は、2016年10月26日、CCCTBの法制に関する提案を再度打ち上げた。第1段階は、共通法人課税標準（CCTB）についての理事会指令COM（2016）685の提案であり、第2段階は、共通連結法人課税標準（CCCTB）についての理事会指令COM（2016）683の提案である。

グループ内取引と課税との関係は、企業の意思決定において重要な要素の一つである。国際的に事業を展開する企業が、EUでの税務上、一連の規則に沿ってグループ全体の収益を計算し、連結会計を確立できるようにすることが極めて望ましい。

21.2 合併に関する指令

BRTは、EU政府には、EU内でのグループ内再編成に関わるコストをさらに削減すべきであるという点に注目してもらいたいと考えている。合併に関する指令は、適格組織再編における未実現利益に対する課税の繰延べを規定したが、EU内の企業の競争力を高めるためには、一層の改善が必要である。

- 合併に関する指令（90/434/EEC）は、法的形式の変更だけを対象としており、国境を越えるのれんの譲渡につながる、より実質的な組織再編については、利益が実現されていなくとも課税される。
- 租税回避対策指令（理事会指令（EU）2016/1164）は、2020年からのれん税の5年分割払いを認めている。ほとんどの加盟国において、のれんは10年から20年にわたって減価償却される。したがって、残存期間の不整合により、企業が資

金を調達すべき未実現利益に対して資金の流出が生じることになる。

- 理事会指令 2008/7/EC は、加盟国が、加盟国領土内にある不動産に譲渡税を課すことを認めている。加盟国の中には、グループ内再編の場合には、税の免除又は軽減税率の適用を実施しているところもあるが、通常の税率を適用している加盟国もある。グループ内再編に関わる譲渡税は、EU 全域で免除されるべきである。
- 加盟国の中には、濫用防止措置の一つとして、再編後の株式保有要件を設けているところがある。これは、ペーパー・カンパニーを維持するための不要な費用を発生させ、場合によっては二重課税の元となる。

BRT は、CCCTB がこれらの問題の多くを解決できることを認識している。

CCTB/CCCTB 提案を優先すべきであるとはいえ、BRT は、EU 政府が合併に関する指令の適用範囲を拡大して、再編時の不動産および無形資産の譲渡を含めることによって、また株式保有要件を廃止することによって、未だに残る問題を中期的に解決すべきであると提言する。

<直近の進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

合併に関する指令 (90/434/EEC) は、企業の国境を越えた適格な再編における法人税の繰延べについて定めている。通達 COM (2001) 582 の中で、欧州委員会は、合併に関する指令の適用範囲を不動産の譲渡まで拡大する意向について言及した。

この指令の適用範囲を再編成時の不動産および他の無形資産の譲渡まで拡大することによって、企業は、再編成のコストを削減し、競争力を増すことができるであろう。

特定の EU 加盟国では、企業は、現物出資財産の交換に際して受け取った株式を、たとえその持株会社が事業会社としての稼働を停止している場合であっても、長年にわたって保有することが求められている。このような措置を裏付ける根拠は、この指令の中にはないように思われる。

こうしたペーパー・カンパニーの維持費に加え、二重課税のリスクも高まる。子会社によって支払われた配当金は、日本の親会社の持分が25%未満のペーパー・カンパニーを通して支払われた分については、日本の外国子会社配当益金不算入制度の対象とはならない。

21.3 付加価値税 (VAT) 制度の抜本的な改革の検討

BRT は 2016 年 4 月 7 日に欧州委員会が発表した「付加価値税 (VAT) に関する行動計画 - 単一の EU 付加価値税地域を目指して」を歓迎する。それは、堅固な単一の EU 付加価値税地域に向けた明確な方向性を示すものである。BRT は、2017 年 9 月に予定されている最終的な付加価値税制度の提案を待ち望んでいる。

BRTは、最終的なVAT制度を採択するまでには長い年月が必要になることは承知しているが、それでもなおBRTは、この新たな制度が、速やかに、かつEU域内において企業グループが簡単に高いコスト効率で管理を集約化できるような方法で、実現されることを期待している。

BRTは、一つには、欧州共同体内の取引に対する最終的VATを、そしてもう一つには、加盟国は税率設定のさらなる柔軟な設定を、どのように調整して企業グループが簡単かつ高いコスト効率でEU域内においてVAT制度を一元化できるようにするかは、現時点ではまだ不明であることを指摘したい。

<直近の進捗状況>

2016年4月に付加価値税（VAT）に関する行動計画が発表されて以降、ほとんど進展は見られない。BRTは、今年は進展があることを期待している。

<背景>

多くの日本企業が、単一市場で競争力を維持しようとして、欧州で展開するその企業組織の統合や合理化を進めている。全体的なコスト削減や効率化を目的として、VAT管理をはじめとする会計機能が集中化の対象となる場合が多い。

EUのVAT制度は共通の制度だが、実際には、加盟国間で著しい差異があり、逸脱がその主な理由となっている。したがって、現在、VAT管理の集中化には高い財務的リスクが伴う。

例えば、限られた国別知識しか持ち合わせていない中央の経理スタッフが、繰り返し行う会計取引の中で一つミスを犯すと、修正すべき累積額が比較的短期間のうちに増大してしまう可能性がある。その上、罰金が科される可能性もある。このような高いリスクを回避するためには、企業は、国内の営業所に経理スタッフを残すか、もしくは国別の知識を有する大人数の経理スタッフを中央に雇用しなければならない。いずれにしろこれでは、費用効率のよい経理機能の集中化は実現できそうもない。

21.4 国別報告（CBCR）

BRTは、国際的に公正な税制の枠組みと公平な競争機会を創り上げることを支持する。BRTは、EUにおける国別報告／税源浸食と利益移転（CBCR/BEPS）行動13の実施において、EUが国際的に公平な競争機会の実現を目指し、国際的に合意され承認された方針から逸脱すべきでないことを強調したい。

2016年4月13日に発表された、一定の大規模企業および団体による所得税情報の開示に関する指令COM(2016)198の提案は、世界全体で7億5千万ユーロを超える連結純売上高のある企業に対し、課税に関する情報を国別に公開することを要求することになるであろう。

この提案は、税源浸食と利益移転（BEPS）行動13のある側面を反映している。しかし、BEPS行動13は、法的枠組みが、取り交わされた課税に関する情報の機密性を保証すること、および適正目的にその使用を限定することを求めている。BRTは、この原則を拡大することによる課税関連情報の強制的公開は、BEPS行動13の

精神に反すると認識している。EUは、G20が国別報告（CBCR）は機密保持すべきであることを承認した事実を尊重すべきである。

BRTは、国別報告の強制的公開により、各利益団体の公正な課税についての主観的概念に基づき、企業に反対する行動を促すことにはなると懸念する。公正な課税は、利益団体の形成基盤となる利益に依存する極めて主観的なものともなり得る。

BRTは、公正な課税を実現することは政府の責任であり、それこそが2015年11月にG20がBEPS行動を承認した理由であると考えている。

上記の理由に基づき、BRTは、強制的公開国別報告の提案に反対する。

また、BRTは、強制的公開国別報告の提案は、場合によっては、企業に対し、企業の機密情報の強制的公開につながるのではないかと懸念している。公開の閾値が低くなればなるほど、国別報告を通じて企業の機密情報が公開されるリスクが高まる。

EU域外に本社がある企業の場合、「中もしくは大」企業または支社のEU域内にある法人の情報公開の閾値は、あまりにも低い。

例えば、ある企業が、世界全体で7億5千万ユーロを超える売上高を有し、本社がEU域外にあると仮定して、その企業が他事業を行っていないEU加盟国内で、従業員数50名、事業価値800万ユーロを超える単一プロジェクトを計画した場合、PE（支社）を設立するのであれば、その企業は同プロジェクトの収益性を公開しなければならなくなる。その企業の競合他社は、そのような機密情報を躍起になって調べることになるであろう。

したがってBRTは、EU域内の法人に対する情報公開の閾値は、世界全体で7億5千万ユーロを超える純売上高をもつ「大」企業またはEU域外に本社のある企業の支社に対するものとすべきであると提言する。

また、BRTは企業がその機密情報を公開対象から除外することを許されるよう強く求める。

<直近の進捗状況>

これは、新たな提案に基づく新たな提言である。

<背景>

欧州委員会は、2016年4月13日に、一定の大規模企業および団体による所得税情報の開示に関する指令2013/34/EU COM (2016) 198を改正する欧州委員会および理事会指令案を提案した。

これが採択されると、次の親会社は、純売上高、税引前損益、未払い税金、納税額などの国別所得税情報を公開しなければならなくなるであろう。

- EU域内にあり連結純売上高7億5千万ユーロを超える最終親会社

- EU 域外にある最終親会社：EU 域内に中規模または支社である子会社があり、世界全体で連結純売上高 7 億 5 千万ユーロを超える親会社。指令 2013/34/EU によると、中企業または大企業とは、その貸借対照表に関する次の 3 つの基準うちの 2 つ以上の限度を超える企業である。
 - (a) 貸借対照表総額：400 万ユーロ、
 - (b) 純売上高：800 万ユーロ、
 - (c) 事業年度中の平均従業員数：50
- 指令 2013/34/EU によると、大企業の定義は、その貸借対照表に関する次の 3 つの基準うちの 2 つ以上の限度を超える企業である。
 - (a) 貸借対照表総額：2 千万ユーロ
 - (b) 純売上高：4 千万ユーロ
 - (c) 事業年度中の平均従業員数：250

WP-1 / # 22* / J to E 会社法／企業の社会的責任

22.1 企業の社会的責任（CSR）政策に関する新たな戦略

欧州委員会が、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に向けたその取り組みの枠組みの下で、この原則があらゆる政策分野にわたって反映されることを確保するために、企業の社会的責任／責任ある企業行動（CSR/RBC）に関する取り組みを強化していくという企業の社会的責任（CSR）に関する新たな戦略に関し、BRT は、次のように提言する。

1. どのように企業の社会的責任（CSR）の理解を促し、マイナスの影響を軽減しながら、プラス影響を最大限に高めるための行動を推進していくかについての政策論議において指導力を発揮する。
2. 他の進行中の複数の利害関係者対話を補足する有益な二国間プラットフォームとして、欧州委員会成長総局（DG GROW）と経済産業省（METI）が日・EU 産業政策対話の中の技術ワーキング・グループの一つとして創設した日・EU CSR ワーキング・グループを十分に活用する。
3. イノベーションを強調する：欧州委員会は、イノベーションと機会を招く、企業の社会的責任（CSR）の前向きな性格をはっきりと伝えることが望ましい。
4. 柔軟で原則に基づく取り組みを行う：欧州委員会は、評価および報告に「原則に基づく」取り組み方を採用することが望ましい。ここのアプローチにより、各企業は、動的かつ変化する環境の中で、その事業を有意義に表現することができるようになる。
5. オープンなプラットフォームを構築する：欧州委員会は、オープンなプラットフォームを構築する中で積極的役割を果たすことが望ましい。

6. 欧州諸機関間および「持続可能な開発目標（SDGs）」や「OECD 責任ある企業行動（OECD RBC）」イニシアチブなどの国際的議題と、政策連携を統合する。

<直近の進捗状況>

欧州委員会が、その企業のCSRに関する戦略（行動計画）を更新してから、それ自体に進展は見られないが、通達「持続可能な欧州の将来に向けた次のステップ」（COM（2016）739）は、「欧州委員会は、現在および将来の社会、環境、統治管理の課題に対処するための具体的な行動に焦点を当て、欧州委員会の2011年EU企業の社会的責任戦略の中で明らかにされた主原則と政策面での取り組みを踏まえ、**「責任ある企業行動」に関する同委員会の任務を強化していく**」ことを明確にしている。

<背景>

2011年の欧州委員会通達「企業の社会的責任についての2011年～2014年の新たな戦略」（COM（2011）681）は、一つの重要な節目であった。これは、企業の社会的責任（CSR）の現代的定義を「社会に対する企業が及ぼす影響に関する企業の責任」と定めただけでなく、企業がその利害関係者と緊密に協力して、社会的、環境的、倫理的権利、人権と消費者の懸念を、その事業運営と中核的戦略に組み入れるプロセスを設けることに対する期待も提示した。さらに、この通達は、CSRの進展は、企業自身が主導すべきであることも明確にした。

政策の改定に備え、欧州委員会は2014年に公開協議を実施し、過去3年間にわたる欧州委員会のCSR戦略の影響、ならびに今後委員会が果たすべき役割について利害関係者の意見を求めた。欧州委員会の多様な利害関係者の審査プロセスの最終的な節目として、2015年2月、企業の社会的責任（CSR）についてのEUマルチステークホルダー・フォーラム（EU Multistakeholder Forum）が開催された。欧州委員会は、2011年のCSRに関する通達の中に取り入れた以前の取り組みを踏まえ、**国連アジェンダ2030に関連する新たな枠組みの中で、同委員会のCSRに関する取り組みを強化することを約束した。**

22.2 紛争鉱物

BRTは、紛争地域および高リスク地域からの責任ある調達により、開発途上国における生活水準の向上や経済発展が可能になると考える。しかし、産業界だけの努力では、そのような地域からの責任ある調達を確保することはできない。中央政府が携わり協力することが重要である。ここで、EUの外交手腕が重要な役割を果たす。

BRTは、さまざまな文化や制度を越えて協力を推進し、企業と社会のための価値を創り出すための最善の解決策として、利害関係者との対話と連携を支持する。

BRTは、次のように提言する。

- 欧州委員会が計画したCAHR（紛争および高リスク）地域に関するハンドブックの迅速な公開を確実なものとして、EU域内で事業を営む非EU企業がそれを実施するための十分な時間を与える。

- 欧州委員会の CAHR 地域のリストには、すべてが網羅されているわけではない。これが、どのように CAHR を定義する外部委託プロジェクトおよびその他のイニシアチブと協調しているかに関して明らかにする。
- EU が認めたサプライチェーンのデューデリジェンス産業スキームを備えた責任ある製錬業者／精錬業者のリストへの追加および削除を同時に行う。リストへの追加と削除の時間的差異は、企業にとって混乱の原因となり得る。
- 輸入業者に焦点を当て、責任ある輸入業者、製錬業者および精錬業者の認証の明確な基準を設定する。EU 規則の中で規定されたデューデリジェンス義務を公表している「責任ある」輸入業者のリストを発表するという欧州委員会の意向は、この点に関して前向きである。このような基準は、CFSI（紛争のない調達イニシアチブ）の「紛争鉱物不使用製錬業者プログラム」やロンドン地金市場協会（LBMA）などの既存の基準を活用することが望ましい。

<直近の進捗状況>

2017 年 5 月 17 日、紛争地域および高リスク地域から採掘されるスズ、タンタル、タングステンおよびそれら鉱石ならびに金の EU の輸入業者に対するサプライチェーンのデューデリジェンス義務を制定した欧州議会および理事会の規則（EU）2017/821 が発表された。

2021 年に発効するこの EU 規則は、EU 企業が責任ある調達先だけから鉱物および金属を輸入していることを保証するために役立つことを目的としている。

<背景>

欧州委員会は、2014 年 3 月 5 日に、紛争地域および高リスク地域で採掘されるスズ、タンタル、タングステンおよびそれらの鉱石、ならびに金の信頼できる輸入業者のサプライチェーンにおけるデューデリジェンスの自己証明に関する EU の制度の創設について定めた欧州議会および理事会規則案（COM（2014）111）を提出した。欧州委員会と上級代表は、欧州議会および理事会に対し、規制案と同時に

「Responsible sourcing of minerals originating in conflict-affected and high-risk areas - Towards an integrated EU approach（紛争地域および高リスク地域で採掘される鉱物の責任ある調達—EU によるアプローチの統合に向けて）」（JOIN（2014）8）と題された共同通達を発した。

紛争地域および高リスク地域で採掘されるスズ、タンタル、タングステンおよびその鉱石、ならびに金の EU の輸入業者に対するサプライチェーンのデューデリジェンス義務を定める欧州議会および理事会の規則（EU）2017/821 は、2017 年 5 月 17 日に発表された。

22.3 非財務情報の開示

非財務報告書は、報告を行う企業が報告対象先およびどの資料を報告するかについて自由裁量を有するのであれば、重要なコミュニケーション・ツールの一つである。企業にとって、重要性は、事業の性質、トップ・マネジメントの視点ならびに企業文化により異なる。重要性がさまざまに異なるため、明確で調和の取れた重要業績指標（KPI）は、地域レベルで複雑な課題に直面している企業の継続的取り組みを正確には反映しない。

したがって、原則に基づく取り組みこそが、流動的で厳しい環境の中で、企業が自らの事業を十分な意義を持つように説明するために取り得る唯一の方法である。

BRT は、次のように提言する。

- 企業は、対話を PDCA 管理サイクルの一部とすることによって、投資家および利害関係者の信頼を高め、その内部慣行の改善を活用するための他の手段と同等に価値の高い手段の一つとして、基本戦略における対話を強調する。対話は、リスク管理とイノベーションの文化を育成する際の強力なツールの一つである。それによって、企業は、さまざまな異なる文化を越えて、将来的なリスクの可能性について意見を交換するだけでなく、協力の機会を模索することができる。
- グローバルな環境の中で、利害関係者、取引相手国また地域、政府およびサプライヤとの間でのオープンなやりとりなどの方法で社会的責任（CSR）を日常業務に取り込む意欲を企業に起こさせることによって、イノベーションと成長を促進させる。
- コンプライアンスの発想からではなく、企業と投資家が価値を創り出すプロセスを話し合うための有意義なチャンネルを構築することによって、非財務報告に取り組む。

<直近の進捗状況>

欧州委員会は、2017年6月26日に、非財務報告に関する拘束力をもたないガイドラインを採択した。このガイドラインは、指令2014/95/EUに基づき、各関係企業が適切、有用、一貫性があり、かつ比較可能な方法で非財務情報を開示するのに役立つことを目的としている。また、この指針は、企業の透明性と業績を高め、企業がさらに持続可能な取り組みを受け入れるよう促すことも目的としている。

<背景>

欧州議会および理事会は、2014年10月22日に指令2014/95/EUを採択した。この指令の文言によれば、以下の通りである。

- 貸借対照表の日付において会計年度中の平均従業員数が500人の基準を超える大規模公益企業は、当該企業の発展、業績、方針、活動による影響を理解する上で必要な範囲において、少なくとも環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職および贈賄の防止に関する情報を記載した非財務報告を経営報告に含めるものとする。
- 欧州委員会は、非財務情報の報告方法についての拘束力のないガイドラインを作成する中で、2016年1月15日から4月15日まで公開協議を実施し、2016年9月27日および2017年2月16日に利害関係者会合を開催した。欧州委員会は、2017年6月26日に、指令2014/95/EUに従って、非財務報告に関する拘束力を持たないガイドラインを採択した。

22.4 責任あるサプライチェーンの管理

BRTは、欧州委員会が、国連のビジネスと人権に関する指導原則などの国際的に認められた枠組みの実現に尽力することを歓迎する。

BRTは、EU政府が、次のような姿勢で臨むことを提言する。

- EUの中で、EU特有の条件を採用するのではなく、リスクに基づく手法を用いる国際的に認められた枠組みを、推進する。これにより、企業は、結果ベースの「チェックボックス」式な対応への取り組みを縮小させることなく、常に柔軟に有意義な行動を取ることが可能になる。このような枠組みには、国連のビジネスと人権に関する指導原則およびOECDデューデリジェンス・ガイダンスが含まれる。
- 企業が積極的に責任あるサプライチェーンを構築するよう奨励することによって、「把握して示す」という発想を後押しする。この課題に熱心に取り組む企業は、その努力、進歩およびその管理プロセスの価値を認められるべきである。
- 現場の根本的問題に効果的に対処している企業を妨害する不要な事務負担を生み出すことを避ける。

<直近の進捗状況>

昨年以降、大きな進展は見られなかった。

<背景>

2015年6月のG7首脳会議の首脳宣言に示されたように、責任あるサプライチェーンの管理の重要性はますます高まっている。

欧州委員会は、2015年10月、新たな貿易・投資戦略「Trade for all - Towards a more responsible trade and investment policy（万人のための貿易－さらに責任ある貿易・投資政策）」を発表した。この文書は、グローバルなサプライチェーンの責任ある管理は、貿易政策を欧州的価値観に合わせることに極めて重要であると明記している。

WP-1 / # 23 / J to E 製品安全性／市場監視

23.1 製品安全性・市場監視パッケージ案

2015年5月6日付け最終報告書「市場監視についての新規制の実施：原産地表示」によれば、原産国の義務的表示がそれほどの付加価値を生じることはないとしていることから、BRTは、EU政府が、原産国表示を義務化する消費者向け製品の安全性に関する規則案第7条（COM（2013）78）を修正すべきことを提言する。BRTは、原産国表示の義務化については、必ずしも消費者の安全性向上につながるものではなく、メーカーおよび／または輸入業者はかなりの事務負担を強いられることになると思う。したがって、BRTは、パッケージには強制的な原産国表示を含めるべきではないと考える。

<直近の進捗状況>

若干の進展が見られた。欧州委員会が加盟国から作成を要請されていた原産地表示に関する報告書が発表された。この提案は、現在、欧州議会および理事会で審議中である。

<背景>

欧州委員会は、2013年2月13日に、製品の市場監視に関する規制案（COM(2013)75）と消費者向け製品の安全性に関する規制案（COM(2013)78）からなる製品安全性・市場監視パッケージ案を提出した。パッケージは現在、理事会による検討の最終段階にある。消費者向け製品の安全性に関する規制案の第7条は、メーカーおよび輸入業者に対し、製品に原産国を表示するよう求めている。

23.2 新しい法的枠組みにおける市場監視

BRTは、製品に関する市場監視の調和に向けて欧州委員会と加盟国が取っている全体的な方向性を支持する。これは製品の公正な移動のための重要な一歩である。BRTは、欧州委員会と加盟国に対して、このプロセスの進捗と各加盟国における市場監視の実施状況に関するすべての関連情報を公表するよう求める。

さらに、BRTは、市場監視を整合させる枠組み作りに貢献できる機会を産業界に与えるよう、欧州委員会と加盟国に対して要請する。

BRTは、産業界の関与に関して欧州委員会総局に謝意を表するとともに、引き続き利害関係者と幅広く協議を行うよう要請したい。

<直近の進捗状況>

本提言については、一定の進展が見られた。

<背景>

2008年、製品の販売に関する認定と市場監視の要件を定めた規則765/2008/EC（Regulation 765/2008/EC）と、製品の販売に関する共通の枠組みを定めた決定768/2008/EC（Decision 768/2008/EC）が採択された。同規則は2010年1月1日から適用されている。

この規則と決定は、現行のセクター別の法令に欠けている要素、すなわち認定と市場監視を扱い、補完している。現行の法令の見直しの際には、この決定に基づいて修正がなされている。このいわゆる「新しい法的枠組み」の目的は、統合化された透明な市場監視と認定をすべての事業者に対して導入することである。本決定は、定義、事業者の義務、トレーサビリティに関する規定、セーフガード措置について定めている。加盟国当局は、市場監視プログラムを策定し、2010年1月1日までに欧州委員会に通知することになっていた。

欧州委員会は、2016年に新しい法的枠組みのガイダンスを発表した。

23.3 消費者保護 – 法的保証期間

BRTは、2017年5月29日に発表されたEUの消費者・マーケティング法の適切性のチェックの結果を歓迎する。特に、消費者販売・保証（CGS）指令1999/44/ECのレビューは、オンラインおよびオフライン両方の販売経路に対して、一律2年の法的保証期間の導入を提言している。

さらにBRTは、EU政府が、製品のオンライン・遠隔地販売に関する指令（COM/2015/635）の提案範囲をオフライン販売経路へ拡大することによって、この指令の速やかな導入に努めていることに感謝する。

BRTは、消費者への販売と保証において、さらに整合化された単一市場法の実施を待ち望んでいる。

<直近の進捗状況>

適切性のチェックの結果により、BRTの提言が間違いないということが示され、指令の変更が進行中であることから、この提言については、順調な進展が見られた。

<背景>

BRTは、単一市場の利点を最大化するためには、国境を越える取引に影響する法律は、企業や消費者が、加盟国間における導入の差異を気にしなくて済む程度まで調和されるべきだと考える。

現在、EU消費者法は、加盟国が2年を越える法的保証期間を設定する自由裁量を認めている。

欧州委員会は、2015年の第四四半期に、消費者法の適合性のチェックのチェックを開始し、2017年5月29日にその結果を発表した。

WP-1 / # 24 / J to E 第三国製品およびサービスのEU調達市場へのアクセス

公的調達COM（2016）34およびその他の公的調達関連法における第三国の商品およびサービスの欧州連合域内市場へのアクセスについての規制の修正案に関し、BRTは、次を提言する。

1. 調達市場を国際的に開放するという目的を達成するため、非立法的な政策措置を追求すべきである。
2. EUが調達市場から第三国の製品とサービスを恣意的に除外することを防ぎ、企業にとっての法的安定性と予見可能性を確保するための効果的な仕組みを法律に組み込むべきである。
3. 適切かつバランスの取れた分析に基づいて、立法措置の適用範囲と条件に関する明確で透明な基準を法律に盛り込むべきである。
4. さらに、EUおよび加盟国の政府は、関連する公的調達市場へのアクセス改善に向けた取り組みを強化するべきである。特に、

- EU および EU 加盟国の政府は、英語での情報を増やすべきである。
- 入札提案を提出する際の英語の使用は、特に技術仕様および連絡に関しては、認められるべきであり、少なくとも部分的には認められるべきである。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

<背景>

調達の法的枠組みの改革は、2011年4月に採択された単一市場法で規定された12の優先行動項目の一つである。この改革プログラムの一部として、欧州委員会は、2012年3月31日に第三国製品およびサービスのEU公的調達市場へのアクセスに関する規則案、ならびに、欧州連合製品およびサービスの第三国の公的調達市場へのアクセスに関する交渉を支持する手続き（COM（2012）124）の改正案を発表した。当初案は、EU公的調達市場を閉鎖する可能性が差別的措置と受け取られたことから、いくつかの加盟国から反対された。

欧州委員会は、2016年1月29日、修正案（COM（2016）34）を発表した。修正案の中では、EU市場を閉鎖する可能性が「価格調整措置」と呼ばれる価格に対する罰金に置き換えられた。

BRTは、EUがその市場を一方的に閉鎖するという当初の考えを取り下げたことを高く評価する。しかし、BRTは、依然として、EUが講じる可能性のある措置が、世界中に保護主義の措置の連鎖反応を引き起こすのではないかと懸念している。万が一、そのような事態となった場合、国際的な公的調達市場の開放というEUの意図と目的が達成されなくなる。

BRTは、現在、EUにおける公的調達の機会を網羅した入札電子ディリー（TED）データベースに無料翻訳ツールが備わっていることを歓迎する。これは、言語の制約の緩和に向けた前向きな一歩である。